

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（本則関係）	一
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）	（附則 第七条関係）	三〇三
○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）	（附則第八条関係）	三二三

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

本則による改正 (地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号))

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継)</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合には、当該法人が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第三十二項に規定する市町村民税の中間納付額については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例により、当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村に按分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。</p> <p>(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等)</p> <p>第六条の九の二 略</p> <p>2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時</p>	<p>(市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継)</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合においては、当該法人が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第二十項に規定する市町村民税の中間納付額については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例によつて当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村にあん分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。</p> <p>(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等)</p> <p>第六条の九の二 略</p> <p>2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時</p>

まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度

に係る法第五十三条第一項若しくは第二項

の申告書、法第三百二十一条の八第一項若しくは第二項

の申告書又は法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。

二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時までに当該申告書に係る事業年度

に係る法第五十三条第一項若しくは第二項

又は第三百二十一条の八第一項若しくは第二項

の申告書が提出されていないとき。

三及び四 略

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七

百六条の二第二項においてその例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をするに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る

まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は連結事業年度に係る法第五十三

条第一項、第二項若しくは第四項の申告書、法第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第四項の申告書又は法第七十二条の二十五第八

項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。

二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時までに当該申告書に係る事業年度又は連結事業年

度に係る法第五十三条第一項、第二項若しくは第四項又は第三百二十

一条の八第一項、第二項若しくは第四項の申告書が提出されていない

とき。

三及び四 略

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七

百六条の二第二項においてその例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をするに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る

当該各号に定める時とする。)と過誤納金が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予(盗難にかつたことによるものを除く。)又は法第四十四条の二、第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項

、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第三百二十一条の十一の二第一項

、第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)

、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限
五 七 略

2 略

(法第二十三条第一項第四号の二の政令で定める日)

第六条の二十三 法第二十三条第一項第四号の二に規定する政令で定め

る日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 法第五十三条第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法

当該各号に定める時とする。)と過誤納金が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予(盗難にかつたことによるものを除く。)又は法第四十四条の二、第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四

第一項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項

、第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)

、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限
五 七 略

2 略

(個別帰属特別控除戻税額等に係る金額)

第六条の二十三 法第二十三条第一項第四号の四に規定する政令で定める

金額は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八

条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該連結法人(法

第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの 当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

二 法第五十三条第二項の規定により申告納付する法人 法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第八条の十四において同じ。）に係る金額に相当する金額とする。

（法第二十三条第一項第四号の五口の政令で定める日等）

第六条の二十四 法第二十三条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

2 法第二十三条第一項第四号の五八に規定する政令で定める日は、法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

(法第二十三条第一項第四号の二八の純資産額)

第六条の二十四 法第二十三条第一項第四号の二八に規定する純資産額と

して政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、法第五十三条第一項

の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書を提出する場合 当該相互会社のこれらの申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

- 二 相互会社で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は相互会社で法第五十三条第二項に規定する法人であるものが、予定申告書（同条第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書及び同条第二項の規定により提出すべき申告書をいう。以下この条において同じ。）

(法第二十三条第一項第四号の五ホの純資産額)

第六条の二十五 法第二十三条第一項第四号の五ホに規定する純資産額と

して政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項又は第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、法第五十三条第一項又は第

四項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書を提出する場合 当該相互会社のこれらの申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第三号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

- 二 相互会社で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は相互会社で法第五十三条第二項に規定する連結法人であるものが、予定申告書（同条第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書及び同条第二項の規定により提出すべき申告書をいう。以下この条において同じ。）

を提出する場合（次号に該当する場合を除く。） 当該相互会社の当該
該予定申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第二号の期間の直
前のこれらの号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総
資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価
額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠
損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該
欠損金の額を加算した金額）

三 略

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利
子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の
各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に規定
する公社債（以下この号及び次項第一号において「公社債」という。
）の利子（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第
一項に規定する不適用利子並びに同項第一号及び第四号に掲げる利子
を除く。次項第一号において同じ。）のうち当該公社債を発行する者
の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われる
もの 当該利子の支払の事務

二 略

2 略

を提出する場合（次号に該当する場合を除く。） 当該相互会社の当
該予定申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第二号の期間の直
前のこれらの号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総
資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価
額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠
損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該
欠損金の額を加算した金額）

三 略

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利
子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の
各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に規定
する公社債（以下この号及び次項第一号において「公社債」という。
）の利子（租税特別措置法 第三条第
一項に規定する不適用利子並びに同項第一号及び第四号に掲げる利子
を除く。次項第一号において同じ。）のうち当該公社債を発行する者
の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われる
もの 当該利子の支払の事務

二 略

2 略

(法人課税信託等の併合又は分割)

第七条の四の三 略

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の六第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第二章第一節の規定を適用する。

3 及び 4 略

(法第五十二条第四項の政令で定める日等)

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六条の

二十三第一号に規定する日とする。

2 法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六条の二十三第

(法人課税信託等の併合又は分割)

第七条の四の三 略

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の十第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第二章第一節の規定を適用する。

3 及び 4 略

(法第五十二条第四項の政令で定める日等)

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六条の

二十四第一項に規定する日とする。

2 法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第

二号に規定する日とする。

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度

の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(次項及び第四項において「予定申告法人」という。)の六月経過日(法第五十三条第一項に規定する六月経過日という。次項第一号及び第六項において同じ。)

の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項及び第三項において「中間期間」という。)の月数を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(法人税法第十二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この

二項に規定する日とする。

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)

の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)

開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六

を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この

項において同じ。)に係る合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)であるときは、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に金額とする。

一 当該合併法人

の前事業年度

前事業年度の月数に

対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度の法人税割額として当該合併法人の六月経過日

の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度

に最も新しい事業年度

に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうちに租税特別措置法第四十二条の十四第一項

若しくは第四項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある

項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には

、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産

及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に對する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を 乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した

被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税

割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、

第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある

場合

には、当該加算された金額に
当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間

の月数で除して得た金額

二 当該合併法人の中間期間

当該合併法人の中間期間

のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税割額に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間の月数で除して得た金額

3 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人のその

設立の日の属する事業年度につき第一項の規定を適用するときは、

予定申告に係る法人税割額は、同項の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の確定法人税割額に中間期間の月数を乘じて得た金額をその確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額の合計額とする。

4 及び 5 略

6 第一項の事業年度の前事業年度

における法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十

場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日

までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税割額に乘じて当該確定法人税割額

の算定期間の月数で除して得た金額

3 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る予定申告法人のその

設立の日の属する事業年度につき第一項の規定を適用するときは、その

予定申告に係る法人税割額は、同項の規定にかかわらず、各被合併法人の確定法人税割額に六を乘じて得た金額をその確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額の合計額とする。

4 及び 5 略

6 第一項の事業年度の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く

）における法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十

四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)の提出期限が法人税法第七十五条の第二項(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定により六月経過日

の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の法人税割額の納付があつたとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、六月経過日

の前日まで
に当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る法人税割額を算出するものとする。

四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)の提出期限が法人税法第七十五条の第二項(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定により当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の法人税割額の納付があつたとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る法人税割額を算出するものとする。

7 | 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除戻税額等」と、前項中「の前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始の日の前日の属する連結事業年度」と、「第

(法第五十三条第二項前段の法人税割額)

第八条の八 第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段に規定する前事業年度 の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について

準用する。この場合において

て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人 (次項及び第四項において「予定申告法人」という。)	の法人
第二項	法第五十三条第一項に 予定申告法人	同項に
第四項	当該予定申告法人	同項の法人

第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「申告書(法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第二項 の法人税割額)

第八条の八 第八条の六第七項の規定は法第五十三条第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第五十三条第二項に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ準用する。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、同項に規定する連結法人（以下この条及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から

六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲

げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 当該合併法人の当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該連結事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額等に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

3 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る連結法人のその設立の日の属する連結事業年度につき第一項の規定を適用するときは、予定申告に係る基準額は、同項の規定にかかわらず、各被合併法人の確定法人税額等に六を乗じて得た金額をその確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額の合計額とする⁹

4 前三項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数

を生じたときは、一月とする。

5| 第一項の連結事業年度の前連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、当該連結事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の

十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、予定申告に係る基準額について準用する。この場合において、同項中「の前連結事業年度」とあるのは「開始の日の前日の属する事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該前連結事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(法第五十三條第二項後段の法人税割額及び均等割額)

第八條の十一 法第五十三條第二項後段の規定により 提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税割額は、第八條の八の規定の例により計算した法人税割額とする。

2 前項の申告書に係る均等割額は、当該道府県の均等割額に法第五十三條第二項の事業年度 開始の日から同項に規定する六月経過日の前日までの期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た金額を十二で除して得た金額とする。

(法第五十三條第三項 の法人税割額及び均等割額)

第八條の十一 法第五十三條第三項 の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税割額は、第八條の八の規定の例により計算した法人税割額とする。

2 前項の申告書に係る均等割額は、当該道府県の均等割額に法第五十三條第二項の連結事業年度開始の日から六月の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た金額を十二で除して得た金額とする。

(法第五十三條第三項の欠損金額の範囲)

第八條の十二 法第五十三條第三項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額には、同條第二項の規定により法第五十三條第三項の法人の欠損金額(法人税法第二條第十九号に規定する欠損金額をいう

。)とみなされたもの

を含むものとし、法人税法第五十七條第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

2 法第五十三條第三項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について法第五十三條第三項の法人の確定申告書(法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項及び第八條の十六の三第二項において同じ。)が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書

(法第五十三條第五項の欠損金額の範囲等)

第八條の十二 法第五十三條第五項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額には、同條第二項の規定により当該法人

の欠損金額(同法 第二條第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び第八條の二十一において同じ。)とみなされたもの(当該法人の同法第十五條の二第一項に規定する最初連結事業年度(第三項及び第八條の十五において「最初連結事業年度」という。)の開始の日後に法第五十三條第七項の適格合併又は残余財産の確定(以下この條、第八條の十五及び第八條の十六において「適格合併等」という。)が行われた場合の欠損金額を除く。)及び法人税法第五十七條第六項の規定により欠損金額とみなされたものを含まないものとする。

2 法第五十三條第五項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二條第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書

が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書(当該法人が同法第十二號の七に規定する連結子法人(以下この節において「連結子法人」という。)である場合には、当該法人との間に同法第十二號の七の七に規定する連結完全支配関係(以下この節におい

が提出されている場合（法人税法第五十七条第二項の規定により当該法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものにあつては、同法第五十七条第二項の合併等事業年度について当該法人の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書が提出されている場合）における当該欠損金額に限るものとする。

て「連結完全支配関係」という。）がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人（以下この節において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）が提出されている場合

3| 損金額に限るものとする。 における当該欠

3| 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）には、同条第二項の規定により当該法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（当該法人の最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含むものとし、同条第三項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

4| 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額は、当該災害損失欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同条第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）が提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとする。

（法第五十三条第三項の政令で定める額）

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定

第八条の十三 法第五十三条第三項 に規定する政令で定め

る額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項

、第六十

二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

(法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の特例)

第八条の十四 法第五十三条第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に

規定する通算承認の効力が生じた日(次条及び第八条の十六の二において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(次条及び第八条の十六の二において「新たな事業」という。)を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額(法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。次条及び第八条の十六の二において同じ。)に係る法第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度(法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。)終了の日(二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日)」とあるのは、「法人税法第五十七条第八項に規定す

の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定め

る額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例)

第八条の十四 法第五十三条第五項の法人を同条第七項に規定する被合併

法人等(以下この条から第八条の十六までにおいて「被合併法人等」という。)とする特例適格合併等(法第五十三条第五項の法人(法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。以下この条において同じ。)の最初連結期間(法人税法第五十七条第九項第一号に規定する「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。)内に当該法人を被合併法人とする適格合併(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結期間開始の日に行われるものを除く。)が行われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合(当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。)の当該残余財産の確定をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。)が行

る新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日」とする。

2 法第五十三条第四項に規定する最初通算事業年度（次条において「最初通算事業年度」という。）について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第三項の規定を適用する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三条第五項の政令で定める要件）

第八条の十五 法第五十三条第五項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この条において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始

われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日（二以上の）」とあるのは「特例適格合併等の日の前日（当該特例適格合併等の日の前日に）」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格

した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度）について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書をいう。以下この節において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象通算適用前欠損調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 法第五十三条第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十

年以内に開始した事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する

合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日

年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する

事業年度である場合には、当該合併等事業年度（開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度

で同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度

ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度

開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、

同項の法人の合併等事業年度が

設立日（当該法人の設立の日をいう

）の属する事業年度である場合において、

被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度

開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等（開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額

に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなし、

適格合併等に係る第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、

被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例）

第八条の十六の二 法第五十三条第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「通算適用前欠損金額（前項の規定により当該法人の第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度」とあるのは「法人税法第五十七条第八項に規定する新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」ととする。

（法第五十三条第七項の欠損金額の範囲）

第八条の十六の三 法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により法第五十三条第七項に規定する被合併法人等（次項、次条及び第八条の十六の五において「被合併法人等」という。）の欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものを含むものとし、法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを含

まないものとする。

2| 法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度（法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等との間に法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものにあつては、当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度）について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

（法第五十三条第七項の政令で定める要件）

第八条の十六の四

法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、

同項の法人が同項に規定する合併等事業年度（次条及び第八条の十六の七において「合併等事業年度」という。）において被合併法人等の前十年内事業年度（同項に規定する前十年内事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）において生じた合併等前欠損金額（同項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について法人税法第五十七条第七項の規定により同条第二項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していること

とする。ただし、法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に同項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第八条の十六の五 法第五十三条第七項の法人の合併等事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等前欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当

該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第五十三条第八項の政令で定める額）

第八條の十六の六 法第五十三条第八項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第八條の十六の七 合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第八項の規定を適用する場合における同条第九項の規定の適用については

、同項中「合併等事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

(法人の道府県民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例)

第八條の十六の八 法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三條第十一項の規定を適用する場合における同法第十二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

(法第五十三條第十三項の政令で定める額)

第八條の十七 法第五十三條第十三項 に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二條の十四第一項若しくは第四項、第六十二條第一項、第六十二條の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額とする。

(法人の道府県民税の控除対象通算対象所得調整額の特例)

第八條の十七の二 法第五十三條第十三項に規定する通算対象所得金額(

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八條の十七 法人税額に係る法第五十三條第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項、第六十二條第一項、第六十二條の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三條第九項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除戻税額等とする。

次項及び次条において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十三項の規定を適用する場合における同条第十四項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第十五項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額に係る法第五十三条第十四項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第十五項の政令で定める要件）

第八条の十八 法第五十三条第十五項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この条において「控除対象通算対象所得調整額」という。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内連結事業年度のうち法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた連結事業年度

その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第十五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第十五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象通算対象所得調整額の引継ぎの特例）

第八條の十九 法第五十三条第十五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した 事業年度のうち最も古い

事業年度（当該合併等事業年度）が当該法人の設立の日の属する 事業年度である場合には、当該合併等事業年度（開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が 被合併法人等の前十年内事業年

度）で同項に規定する控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被

（当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額 の引継ぎの特例）

第八條の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日 前

十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等）が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等（開始の日（以下この条において「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する

前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被

合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項

設立
日（当該法人の設立の日をいう。の属する
事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日 が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する 事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の二 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十七項の規定を適用する

合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。後である場合には、当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日 が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

場合における同条第十八項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三条第十九項の政令で定める額）

第八条の十九の三 法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の四 法第五十三条第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項及び次条において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十九項の規定を適用する場合における同条第二十項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十一項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九の六において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に

規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額に係る法第五十三条第二十項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

(法第五十三条第二十一項の政令で定める要件)

第八条の十九の五 法第五十三条第二十一項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この条において「控除対象配賦欠損調整額」という。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十一項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十一項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第八條の十九の六 法第五十三條第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一

年前の日) から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(法第五十三条第二十三項第一号の政令で定める額等)

第八条の二十 法第五十三条第二十三項第一号 に規定する政

令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三

2| 法第五十三条第二十三項第二号に規定する政令で定める額は、租税特

別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は

3| 法第五十三条第二十三項第三号に規定する政令で定める額は、租税特

別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は

(法第五十三条第二十四項の政令で定める要件)

第八条の二十一 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定める要件は、

同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前十年内事業年度(以下この条及

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の

九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項

2| 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令

3| 法第五十三条第十二項第二号 に規定する政令で定める額は、租税特

別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は

4| 法第五十三条第十二項第三号 に規定する政令で定める額は、租税特

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、

同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条

び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十三項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額（以下この条において「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）の計算の基礎となつた欠損金額（法人税法第二十九条に規定する欠損金額をいう。）に係る事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三第十一項に規定する中間期間をいう。）開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十四項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十四項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属す

及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度のうち法第五十三条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）以

る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 法第五十三条第二十四項の法人の合併等事業年度(同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。)開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度(当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度)開始の日(以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。)が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度

ことに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度

開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同

後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の日

前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度(当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等)開始の日(以下この条において「合併法人等十年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度

ことに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなし、適

項 の法人の合併等事業年度が

設立日（当該法人の設立の日をいう）

（ ）の属する事業年度 である場合において

、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度 開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）

第八条の二十三 法第五十三条第二十六項 に規定する政令で

定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例）

第八条の二十三の二 法第五十三条第二十六項に規定する還付対象欠損金

額（次項及び次条において「還付対象欠損金額」という。）の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をい

格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する

合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条に

おいて同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において

、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で

定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

う。次条において同じ。）後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第二十六項の規定を適用する場合における同条第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等（次条及び第九条において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額に係る法第五十三条第二十七項の規定の適用については、同項中「後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第二十八項の政令で定める要件）

第八条の二十四 法第五十三条第二十八項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この条において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十八項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法

（適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件）

第八条の二十四 法第五十三条第十六項 に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内連結事業年度のうち法第五十三条第十五項 に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた法人税法第二十九条の二に規定する連結欠

人等となる同条第二十六項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十八項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあっては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付対象欠損調整額の引継ぎの特例）

第九条 法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い

事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する

事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始

の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」

という。）が被合併法人等の前十年内事業年度

で同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が

法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併

損金額に係る連結事業年度（当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例）

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日 前十年

以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る

連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併

法人等十年前事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の

前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項

の法人の合併等事業年度が設立日(当該法人の設立の日をいう。)の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日(当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日)から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第三十二項の規定により同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下この節において「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、こ

法人等十年前連結事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の

日以前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等が設立日(当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。)の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日(当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日)から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(道府県民税の中間納付額の還付の手続)

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額(以下「道府県民税の中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、こ

れを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。
ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県
民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定
による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）
に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係
る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。同号において「更
正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道
府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合は、この
限りでない。

一〇四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合には、法第五十三
条第一項、第三十四項又は第三十五項 の規定による道府県民税
に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由
があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第三十二項の規
定による還付又は充当の手續をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付
額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第三十二項の規定
による還付又は充当の手續をしなければならない。この場合において、
道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したもの
があるときは、当該道府県民税の中間納付額は、その還付されることが
確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の
中間納付額を算定する。

れを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。
ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県
民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定
による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）
に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係
る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。同号において「更
正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道
府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この
限りでない。

一〇四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、法第五十三
条第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定による道府県民税
に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由
があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第二十項の規
定による還付又は充当の手續をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付
額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十項 の規定
による還付又は充当の手續をしなければならない。この場合において、
道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したもの
があるときは、当該道府県民税の中間納付額は、その還付されることが
確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の
中間納付額を算定する。

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 道府県知事は、前条の規定により、道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額(次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額)の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度 の法第五十三条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)

に記載された道府県民税額又は当該還

付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額(次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額)に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額(次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額)の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)若しくは

法第五十三条第四項の申告書に記載された道府県民税額又は当該還

付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額(次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額)に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

(還付すべき道府県民税の中間納付額の充当)

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分

道府県民税額で法第五十三条第三十四項若しくは第三十五項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分 道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 略

2 略

(道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合には、当該道府県民税の中間納付額(道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合には、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間

(還付すべき道府県民税の中間納付額の充当)

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業

年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 略

2 略

(道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合には、当該道府県民税の中間納付額(道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合には、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間

納付額の金額に達するまで順次遡つて求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。)

までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後

にあつた場合には、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとする。)の日数に應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に應じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

- 一 法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日数
- 二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分

納付額の金額に達するまで順次遡つて求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。)

までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後

にあつた場合には、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとする。)の日数に應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に應じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

- 一 法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日数
- 二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は

の道府県民税の法第五十三条第一項の規定

による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ及びロ 略

2 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するときは、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

3 略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除）

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の未納の道府県民税額に充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

（法第五十三条第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）

第九条の六の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第三十六項の規定により関係道府県ごとの法人税割額か

連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定

による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ及びロ 略

2 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するときは、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

3 略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除）

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

（法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額の控除）

第九条の六の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額か

ら控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）

は、当該法人に係る同条第三十六項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項

に規定する従業者の数（当該事業年度の第九条の七第

二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が

課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する

割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第三十六項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項

若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の

第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又

は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書（に、法第五十三条第三十六項の規定による控除の対象となる租税特別

措置法第六十六条の七第四項に規定する

所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定

める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第

ら控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所

得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二

十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする

事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第

二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が

課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得

た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第

二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は

事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書

（に、法第五十三条第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項に規定する

所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定

める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第

五十三条第三十六項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第五十三条第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除)

第九条の六の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第三十七項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)

は、当該法人に係る同条第三十七項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

を当該法人の当該控除をしようとする

事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項

に規定する従業者の数(当該事業年度の次条第二項に

規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第三十七項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の

三第三項の規定による更正請求書(二以上の道府県において事務所又は

五十三条第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第五十三条第二十五項の控除対象所得税額等相当額の控除)

第九条の六の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十五項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)は、当該法人に係る同条第二

十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数(当該事業年度又は連結事業年度の次条第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の

三第三項の規定による更正請求書(二以上の道府県において事務所又は

事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書に、法第五十三条第三十七項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第三項に

規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）
（）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第三十七項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第三十八項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額

の計算の
例による。

2 各事業年度において 課された外国の法人税等の額
が当該事業年度 の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は 同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項

事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書に、法第五十三条第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に

規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）
（）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第二十六項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の
例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額
が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項

に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額

(以下この条、第四十八

条の十三及び第五十七条の二の四において「国税の控除限度額」という。及び第六項の規定により計算した額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「道府県民税の控除限度額」という。の合計額に満たない場合において、当該事業年度

の開始の日前三年以内に開始した各事業年度(これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該法人が同法第十二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第八項において「通算法人」という。)(通算法人

であつた内国法人(法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。))を含む。以下この項において同じ。)

である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度(当該法人に係る通算親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。))の事業年度終了の日

に終了するものに限る。))終了の日において当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係(第八項において「通算完全支配関係」という。))がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得

に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「国税の控除限度額」という。及び第七項の規定により計算した額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「道府県民税の控除限度額」という。の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度又は連結事業年度を除くものとし

、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は

当該法人との間に連結完全支配関係

がある他の連結法人(同法第十二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。))がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得(同法第

の計算上損金に算入した ときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年内事業年度」

法人税等の額のうち当該事業年度 前の事業年度

において同法第六十九条 及び第四百四

条の二の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項 の規定並びに法第五十三条第三十八項及び第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度

のものから順次当該事業年度 に係る国税の控除限度

額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度

において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五

十三条第三十八項の規定の適用については、当該事業年度

において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人

が次の各号に掲げる場合に該当するときは

、当該各号に定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の

二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）

の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は 事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内

の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連

結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四

条の二の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十六項及び第三

百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）がある

ときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度

額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるもの

とした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五

十三条第二十六項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。

以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十六項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の

適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次号 において同じ。）の額

のうち、租税特別措置法 第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項

に規定する部分課税対象金額又は同条第八項

に規定する金融子会社等部分課税対象金額

一項の規定の例により計算した金額

適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係

会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の

七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法

第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項

の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課税対象金額（同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額を

二 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額

のうち、同項

に規定する課税対象金額、同条第六項

に規定する部分課税

対象金額又は同条第八項

いう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別課税対象金額とみなされるものを含む。）、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額

三 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみな

に規定する金融関係法人部分課税対象金額

に対応するものとして同法第六十六条の九の三
第一項の規定の例により計算した金額

されるものを含む。)又は金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。) (同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち、個別課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。) (同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別課税対象金額とみなされるものを含む。)、個別部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。) (同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は個別金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。) (同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の

4 法第五十三条第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十二条第六項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三条第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第五十三条第三十八項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第四百四十二条の二第一項に規定する控除限度額

(以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の一を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額(当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる。

九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第五十三条第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三条第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第五十三条第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第五百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

7 法第五十三条第二十六項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四百四十二条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額(以下この項及び第四十八条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の一を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額(当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる。

控除余裕額」という。)又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。)を前三年内事業年度ののうち最も古い事業年度の

ものから順次に、かつ、同一の事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度において課された外国

の法人税等の額のうち当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年内事業年度

においてこの項の規定により当該前三年内事業年度

の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

8| 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割(法人税法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。)又は適格現物出資(同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。)(以下この条において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人

控除余裕額」という。)又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。)を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度ののうち最も古い事業年度又は連結事業年度の

ものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国

の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業

年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

9| 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割(法人税法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。)又は適格現物出資(同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。)(以下この条において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人

をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度

における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度 開始の日前三年以内に開始した各事業年度

の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度

をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、当該被合併法人が通算法人

（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該被合併法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得 の計算上損金に算入した

をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし

、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を

法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業

ときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度）を開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、これらの事業

年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これ

らの事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該分割法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該

損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により

年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度）をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度又は連結事業年度を除くものとし、

これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は

当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を

法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は

事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により

当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

9| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度（以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度 開始の日の前日の属する事業年度

10| 第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国

当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

10| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国

法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度（以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度

法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

12| 第九項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業

以後の各事業年度 における第七項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度 の道府県民税の控除余裕額とみなす。

12| 第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度 以後の各事業年度 における第七項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号 に掲げる分割等前三年内事業年度 の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度 の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13| 第八項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度 開始の日前三年以内に開始した各事業年度 のうち最も古い事業年度 開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度 開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合

年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13| 第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

14| 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合

併法人等の当該事業年度

開始の日。以下この項におい

て「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあっては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度

開始の日。以下この項におい

て同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度

開始の日から当該法人三年前事業年度開始日

の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度

とみなして、第九項から前項までの規定を適用する。

14 第八項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度において納付することとなつた外国の法人税等の額

口 略

併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項におい

て「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあっては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項におい

て同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三

年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開

始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当

該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、

当該各号に定める金額とする。

- 一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等において納付することとなつた外国の法人税等の額

口 略

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の道府県民税の控除余裕額（第七項後段の規定によらないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちイに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）又は 同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）

口 略

15 第八項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の前日三年前以内に開始した各事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（第八項後段の規定によらないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちイに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第一百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

口 略

16 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

16] 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度

開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

17] 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項及び第二十七項において「分割承継法人等」という。）が第八項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度 以後の各事業年度 における

第二項及び第七項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第八項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

18] 法第五十三条第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は 同法第四百四十四条の二の規定により同条第

17] 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等 から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が

当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）開始の日 に行われたものであるとき

については、同項中「三月」とあるのは、「 四月」とする。 における前項の規定の適用

18] 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項 において「分割承継法人等」という。）が第九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第八項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第九項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等 の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19] 法第五十三条第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四条の二の規定により同条第

一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度

に係る法人税割額についてするものとする。

19] 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の第三項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

(以下この条において「所得等申告法人」という。)の前三年内事業年度における法人

税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。)を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度

以前の事業年度の法人税割について控

除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。)は、当該所得等申告法人の当該事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

20] 所得等申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度

における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併

一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20] 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の第三項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」という。)

の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。)を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。)は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

21] 所得等申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併

等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額

二 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

21) 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度以後

の各事業年度における第十九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日の前日の属する事業年度

等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額

二 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

22) 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後

の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の合併事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

22 第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の

同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度以後

の各事業年度における第十九項

の規定の適

用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度の日の属する事業年度 開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度 開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度 開始の日以後に開始したものの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度 開始の日の前日の属

23 第二十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の

同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度 開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度 開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等 開始の日以後に開始したものの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等 開始の日の前日の属

する事業年度

23] 第二十項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度

開始の日前三年以内に開始した各事業年度

のうち最も古い事業年度

開始の日（以下この項に

おいて「所得等申告法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適

格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年

内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度

」という。）のうち最も古い事業年度 開始の日（二

以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も

早い被合併法人等の当該事業年度 開始の日。以下この

項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後であ

る場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日 から当該所得等

申告法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法

人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適

格合併等の日の属する事業年度 開始の日。以下この項

において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法

人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年

内事業年度 ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間に

あつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度

開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日 の前日ま

での期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度

とみなして、前二項の規定を適用する。

24] 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業

する事業年度又は連結事業年度

24] 第二十一項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は

連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業

年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項に

おいて「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適

格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三

年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度

等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二

以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も

早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この

項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後であ

る場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日 から当該所得等

申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法

人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適

格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項

において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法

人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年

内事業年度等 ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間に

あつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業

年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日ま

での期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業

年度とみなして、前二項の規定を適用する。

25] 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業

に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額又は 外国法人の調整国外所得金額

二 略

25] 第二十項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

26] 所得等申告法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度 開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」と

に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額

二 略

26] 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等 の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

27] 所得等申告法人が適格分割等により分割法人等 から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が 当該分割法人等の連結親法人事業年度開始の日 に行われたものであるとき における前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」と

する。

27| 適格分割等に係る分割承継法人等が第二十項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度 以後の各事業年度 における第十九項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、第二十項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

28| 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第三十八項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る 関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度 限度額の計算について第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割額の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

29| 法第五十三条第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに

する。

28| 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等 関係道府県ごとの法第五十三条第三十八項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度又は連結事業年度分の法人税割額の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

29| 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十六項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度又は連結事業年度分の法人税割額の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30| 法第五十三条第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに

あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第七項又は第十九項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度

額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第三十八項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度 において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八 法第五十三条第四十四項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の八の二 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定により更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額

あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第八項又は第二十項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八 法第五十三条第三十三項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の八の二 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定により更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額

「という。）が当該事業年度分 に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三條第四四項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六條第二項又は第六十四條の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三條第四五項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の三 法第五十三條第四五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次條の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

「という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三條第三三項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六條第二項又は第六十四條の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三條第三四項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の三 法第五十三條第三四項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次條の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三條第四十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の八の四 道府県知事は、法第五十三條第四十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前條の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三條第四十六項第三号の政令で定める事実)

第九條の八の五 法第五十三條第四十六項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三條第四十八項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の六 法第五十三條第四十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次條の規定により加算すべき金額がある場合には

(法第五十三條第三十四項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の八の四 道府県知事は、法第五十三條第三十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前條の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三條第三十五項第三号の政令で定める事実)

第九條の八の五 法第五十三條第三十五項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三條第三十七項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の六 法第五十三條第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次條の規定により加算すべき金額がある場合には

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三条第四十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第四十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第四十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第九条の九の二 法第五十三条第四十九項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 及び 3 略

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三条第三十七項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十五項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第九条の九の二 法第五十三条第三十八項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 及び 3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付

する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三條第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度 開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度

の同条第一項の申告書（法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。

）が提出された日（当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書の提出期限、法第五十五條第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付

する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三條第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度

の同条第一項の申告書（法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。若しくは法第五十三條第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書

）の提出期限、法第五十五條第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）又は法第五十三條第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する

場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において

の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第四項に規定する更正の請求があ

つた日（更正の請求がない場合には、同項に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の四 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（次号及び第三号において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項

同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十八項又は第二十九項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の四 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項

各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。次号及び第三号において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の五 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その

他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2| 法第五十五条の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3| 法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第一号において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の

(法第五十六条第四項の納付すべき税額を増加させる更正等)

第九条の九の五 略

2及び3 略

4 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと

によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する道府県民税とする

期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(法第五十六条第四項の納付すべき税額を増加させる更正等)

第九条の九の六 略

2及び3 略

4 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第五十三条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する道府県民税とする

（法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所）

第九條の九の六 法第五十七条第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九條の十 略

2 略

3 法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第五十三条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

（法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所）

第九條の九の七 法第五十七条第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の同条第二項に規定する算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九條の十 略

2 略

3 法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第五十三条第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第九条の十の二 第九条の九の五第一項から第三項までの規定は、法第六十五条第二項 において準用する法第五十六条第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五条第三項 において準用する法第六十四条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(収益事業の範囲)

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、第七十二条の十三第五項第三号並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

第二十条の二 法第七十二条の十五第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額は、

当
該事業年度以前の事業年度において支出された金額で、法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産、同条第二十一号に規定する有価証券、同条第二十二号に規定する固定資産又は同条第二十四号に規定する繰延資産(次項において「棚卸資産等」という。)に係るものとする。

(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第九条の十の二 第九条の九の六第一項から第三項までの規定は、法第六十五条第二項及び第五項において準用する法第五十六条第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五条第三項及び第六項において準用する法第六十四条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(収益事業の範囲)

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、第七十二条の十三第二十四項 並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

第二十条の二 法第七十二条の十五第一項に規定する 当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるものは、これらの金額のうち当該事業年度以前の事業年度において支出されたもので、法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産、同条第二十一号に規定する有価証券、同条第二十二号に規定する固定資産又は同条第二十四号に規定する繰延資産(次項において「棚卸資産等」という。)に係るものとする。

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で棚卸資産等に係るもの（当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）

に限る。）とする

（法第七十二条の十五第二項第一号の政令で定める金額）

第二十条の二の四 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十五第二項第一号に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額

について準用する。

2 略

（法第七十二条の十六第一項の政令で定める支払利子の額）

第二十条の二の五 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十六第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で棚卸資産等に係るもの（当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）とする

（法第七十二条の十五第二項第一号の政令で定める金額）

第二十条の二の四 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十五第二項第一号に規定する 当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるものについて準用する。

2 略

（法第七十二条の十六第一項の政令で定める支払利子の額）

第二十条の二の五 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十六第一項に規定する 当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払利子の

額のうち政令で定めるものについて準用する。

2 略

(法第七十二条の十七第一項の政令で定める支払賃借料)

第二十条の二の八 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十七第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料

について準用する。

2 略

(評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲の特例等)

第二十条の二の十二 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法施行令第一百七十七条の四及び第一百七十七条の五中「金額から第二号(同項に規定する適用年度)以下この条において「適用年度」という。)が法第六十四条の七第一項第一号から第三号まで(欠損金の通算)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第三号)に掲げる金額を控除した金額」とあるのは、「金額」として、これらの規定の例によるものとする。

額のうち政令で定めるものについて準用する。

2 略

(法第七十二条の十七第一項の政令で定める支払賃借料)

第二十条の二の八 第二十条の二第一項の規定は、法第七十二条の十七第一項に規定する 当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料のうち政令で定めるものについて準用する。

2 略

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十二 法第七十二条の十八第一項の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せら

れる金額を加算した金額」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三
第四項に規定する個別欠損金額」と、同条第三項中「連結事業年度にお
いて生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結
事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当
該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法
第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行
令第一百六条の三中「（同項）とあるのは「（地方税法（昭和二十五年
法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項」と、同令第一百七条
の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同項第三
号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」とあるの
は「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七
十二条の二十三第四項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号
に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一
号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第四項」として
、これらの規定の例によるものとする。

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十條の二の十三 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以
下この節において同じ。）以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を
算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法
の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施

第二十條の二の十三 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により

内国法人の各事業年度の単年度損益を
算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法
の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施

策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項）の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項）の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 | 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三五項、第六条第三項、第八条の三五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項）の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属

損金額をいう。以下この節において同じ。）に算入しないものとする。

2| 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額）に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により

内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第

3| 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額等）に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第

一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2| 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によ

一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2| 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3| 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第四百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によ

りみなして適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

(単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額)

第二十条の二十五 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により

内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2| 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百二十二条第二項の規定により準ずることとさ

りみなして適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

(単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十条の二十五 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2| 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五百五十五条の十三及び第五百五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3| 法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百二十二条第二項の規定により準ずることとさ

れる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により

内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

れる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結

申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第二号の規定により連結申告法人の各事業

年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額（算入））

第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算について

（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額等算入）

第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算について

ては、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2
略

(法第七十二条の十八第二項の特定株式等)

第二十条の二の十八 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この条において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の二十 略

ては、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

2
略

(法第七十二条の十八第二項の特定株式等)

第二十条の二の十八 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下この項において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 | 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この項において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の二十 略

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条

の規

定の適用を受けない場合における同項の付加価値額の総額は、当該特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税に相当する税を当該事業年度の単年度損益の計算上損金の額

3及び4 略

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項

ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二十二第一号において「中間期間」という。）を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二十二 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から次に掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

一 法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産の帳簿価額を損金経理（同条第二十五号に規定する損金経理をいい、法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、中間期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）により減額することに代えて積立金として積み

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条又は第八十一条の十五の規

定の適用を受けない場合における同項の付加価値額の総額は、当該特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税に相当する税を当該事業年度の単年度損益の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入しないものとして計算する。

3及び4 略

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項

ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二十二 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から次に掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

一 法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産の帳簿価額を損金経理（同条第二十五号に規定する損金経理をいい、法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、中間期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）により減額することに代えて積立金として積み

立てている金額

二 租税特別措置法第五十二条の三
の規定によ
り特別償却準備金として積み立てている金額
三及び四 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項
の規定によ

り
法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得
を算定する場合には、法人税法施行令百十二条の二第六項から第八項
の規定の例によらないものとし、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の
第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第
四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第五十七条 第十一項第 一号イ	もの及び同条第六項に規定す る大通算法人 及び同項に規定する大通算法 人を除く	もの を 除 く
	第五十七条 第十一項第 三号	及び当該内国法人が通算法人 である場合において他の通算 法人のいずれかの当該各事業 年度終了の日の属する事業年 度が当該他の通算法人の設立 の日として政令で定める日か	及び

立てている金額

二 租税特別措置法第五十二条の三又は第六十八条の四十一の規定によ
り特別償却準備金として積み立てている金額
三及び四 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

り連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得
を算定する場合には
、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄
に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十七 条第一項	この項	この項又は地方税法施行 令(昭和二十五年政令第 二百四十五号)第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられたこの項
	に算入された	又は個別帰属損金額(第 八十一条の十八第一項に 規定する個別帰属損金額 をいう。以下この目にお いて同じ。)に算入され た

法人税法施行令	第百十三条の二第七項	同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに	に係る
	第百十三条の三第六項	(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。)に係る	に係る
		並びに当該法人が通算法人である場合における他の通算法人(第二十四条の三(資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人)に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。)の株式又は出資を除く	を除く

法人税法第五十七條第二項	第五十九條第二項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九條第二項
第五十八條第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八條第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九條第二項
欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第四項、第五項又は第九項	未処理欠損金額等(当該被合併法人等が欠損金額等(欠損金額(この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。)又は個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目にお	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九條第二項

<p>「という」</p>	<p>除く。以下この項において「未処理欠損金額」という</p>	<p>損金の額</p>	<p>金額</p>	<p>し、前項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損 れた前項</p>	<p>次項及び第八項</p>	<p>以下この目</p>	<p>欠損金額に限るものと</p>	<p>欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項以下この目</p>	<p>（この項又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>	<p>（この項又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>
--------------	---------------------------------	-------------	-----------	-------------	-----------------------------	----------------	--------------	-------------------	---	--	--

前項の規定の適用	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
未処理欠損金額（当該当該未処理欠損金額	未処理欠損金額等（当該当該未処理欠損金額等
金額）	金額。以下この項において同じ。）（被合併法人等欠損金額に限る。）
未処理欠損金額にあつては	未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては
生じた欠損金額とみなす	生じた欠損金額とみなし、当該前十年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前十年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被

法人税法第五十七号第三項	前項に	合併法人等の当該前十年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす
法人税法第五十七号第三項第一号	未処理欠損金額 掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項に 未処理欠損金額等 掲げる欠損金額等
法人税法第五十七号第三項第二号	欠損金額 損金の額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十七号第三項第二号	欠損金額	欠損金額等

号 法人税法第五十 七条第四項第二	欠損金額	欠損金額等
号 法人税法第五十 七条第四項第一	損金の額 欠損金額(第一項)	損金の額又は個別帰属損 金額 掲げる欠損金額等(地方税法施 行令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた第一項)
法人税法第五十 七条第四項	第一項の規定の適用 欠損金額(第二項又は 第六項の規定により当 該内国法人の欠損金額 とみなされたものを含 み、この項、次項又は 第九項の規定によりな いものとされたものを 除く。以下この項及び 次項において同じ。) 掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた第一項の 規定の適用 欠損金額等

法人税法第五十七 七条第五項	第五十九 条第一項	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた第五十九 条第一項
法人税法第五 七条第六項	第一項の規定 場合又は という。）	同令第二十 条の三第一 項の規定に より読み替 えられた第 一第一項の 規定
各連結事業年度におい て生じた当該内国法人 の連結欠損金個別帰属 額（第八十一 条の九第	各事業年度（連結事業年 度に該当する期間に限る 。）において生じた当該 内国法人の個別欠損金額	場合若しくは という。）又は第一項の 内国法人を合併法人とす る適格合併が行われた場 合若しくは同項の内国法 人との間に完全支配関係 がある他の内国法人で同 項の内国法人が発行済株 式若しくは出資の全部若 しくは一部を有するもの の残余財産が確定した場 合

六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における

第一項

（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における同条第一項の規定により読み替えられた第一項

<p>法人税法第五十七條第七項</p>	<p>各連結事業年度において生じた連結欠損金額個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金額個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度</p>	<p>同項及び第三項</p>
<p>当該連結欠損金額個別帰属額は、当該連結欠損金額個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の</p>	<p>当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる</p>	<p>各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）に係る連結確定申告書を青色申告書である確定申告書</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及</p>

法人税法第五十七條第十項	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は
法人税法第五十七條第十項	第二項又は第六項	同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第六項
法人税法第五十七條第十一項	第一項の規定を	同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を
法人税法第五十七條第十一項	第一項ただし書の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定
法人税法第五十七條第十二項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十七條第十三項	第十一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第十一項
法人税法第五十七條の二第一項	生じた欠損金額	生じた欠損金額等
七條の二第一項	前条第二項又は第六項	地方税法施行令第二十条

<p>の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項</p>	<p>内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において</p>
<p>の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項</p>	<p>以下この条において</p>
<p>次項第一号</p>	<p>当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び</p>
<p>号</p>	<p>以下この項及び次項第一</p>

	前条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項 該当日
法人税法第五十七條の二第二項	該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。） 欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）	欠損金額等
法人税法第五十七條の二第二項第一号	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額 適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条に	事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等 適用事業年度開始の日

<p>法人税法第五十 七条の二第三項</p>	<p>事業年度又は連結事業 年度以前の各事業年度 又は各連結事業年度に おいて生じた欠損金額 又は連結欠損金個別帰</p>	<p>事業年度以前の各事業年 度において生じた欠損金 額等</p>
<p>法人税法第五十 七条の二第二項 第二号</p>	<p>同項</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた前条第四 項</p>
<p>法人税法第五十 七条の二第二項</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額等</p>
	<p>前条第二項 年度又は適用連結事業 年度又は適用連結事業 年度</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた前条第二 項</p>
	<p>日 おいて同じ。(開始の</p>	<p>欠損金額等のうち、これ らの生じた事業年度開始 の日が当該適用事業年度</p>

属額	欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度	欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度
	同条第二項 同条第二項	同条第二項 同条第二項
法人税法第五十七條の二第五項 欠損等法人若しくは欠損等連結法人 欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額	欠損等法人 欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額等	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により

法人税法第五十八條第一項	(第五十七條第一項)	読み替えられた前条第二項
法人税法第五十八條第二項	次条第二項 生じた欠損金額に相当する 又は第五十七條第一項	(地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項) 生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する 又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項
法人税法第五十八條第二項	(この項) 次項又は第四項	(この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項) 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた次項
前項の規定により	同令第二十条の三第一項	同令第二十条の三第一項

	損金の額	又は第二項の規定により読み替えられた前項の規定により
法人税法第五十八條第三項	前項の規定の適用	損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十八條第三項	次条第一項	同条第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
法人税法第五十八條第五項	第一項の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定
法人税法第五十八條第五項	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は
法人税法第五十八條第五項	第二項の規定	同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定
法人税法第五十八條第五項	第一項の規定を	同条第一項の規定により

法人税法第五十八條第六項	第一項ただし書の規定	読み替えられた第一項の規定を
法人税法第五十八條第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定
法人税法第五十八條第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十九條第一項	連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額

法人税法第五十 九条第二項	連結事業年度において 生じた第八十一条の十 八第一項に規定する個 別欠損金額（当該連結 事業年度に連結欠損金 額が生じた場合には、 当該連結欠損金額のう ち当該内国法人に帰せ られる金額を加算した 金額）	個別欠損金額
法人税法第五十 九条第三項	前二項 連結事業年度において 生じた第八十一条の十 八第一項に規定する個 別欠損金額（当該連結 事業年度に連結欠損金 額が生じた場合には、	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた前二項 個別欠損金額

	<p>当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)</p>	
<p>法人税法第五十九條第四項</p>	<p>前三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項</p>
<p>法人税法施行令第一百二十二條第一項</p>	<p>欠損金額(同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く</p>	<p>欠損金額等(欠損金額)地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。)又は個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。)(同令</p>

<p>法人税法施行令 第百十二条第一</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第一 項第一号</p>	
<p>同項の規定により当該 被合併法人等となる内</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額に 法第五十七条第二項</p>
<p>地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額 た法第五十七条第二項</p>	<p>欠損金額等に 地方税法施行令第二十条 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た法第五十七条第二項 目において同じ 第二十条の三第一項又は第 二項の規定により読み替 えられた法第五十七条第 四項若しくは第五項の規 定によりないものとされ たものを除く。以下この 目において同じ 第二十条の三第一項又は第 二項の規定により読み替 えられた法第五十七条第 四項若しくは第五項の規 定によりないものとされ たものを除く。以下この 目において同じ</p>

<p>項第二号</p>	<p>法人税法施行令 第一百二十二条第二 項</p>	<p>法人税法施行令 第一百二十二条第二 項</p>
<p>項第一号</p>	<p>法人税法施行令 第一百二十二条第五 項</p>	<p>法人税法施行令 第一百二十二条第五 項</p>
	<p>国法人の欠損金額</p>	<p>読み替えられた法第五 七条第六項の規定により 当該被合併法人等となる 内国法人の欠損金額又は 個別欠損金額</p>
	<p>同条第二項に規定する 未処理欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五 七条第二項に規定する未 処理欠損金額等</p>
	<p>欠損金額（法第五十七 条第一項の規定の適用 があるものに限るもの とし、同条第二項又は 第六項の規定により当 該被合併法人等の欠損 金額とみなされたもの 及び同条第四項、第五 項又は第九項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項の規定の適用があるも のに限るものとし、同令 第二十条の三第一項又は 第二項の規定により読み 替えられた法第五十七条 第二項の規定により当該 被合併法人等の欠損金額 又は個別欠損金額とみな</p>

<p>法人税法施行令 第百二十二条第六</p>		<p>法人税法施行令 第百二十二条第五 項第二号</p>
<p>前項</p>	<p>損金の額</p>	<p>欠損金額</p>
<p>地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により</p>	<p>第五項又は第九項 法第五十七条第四項、 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額 地方税法施行令第二十条 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た法第五十七条第一項 損金の額又は個別帰属損 金額（法第八十一条の十 八第一項に規定する個別 帰属損金額をいう。以下 この目において同じ。） 同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項</p>

項		法人税法施行令 第百二十二条第七 項		項	
法第五十七條第二項、 法第五十七條第四項、 第五項又は第九項の規 定によりないものとさ	他の関連法人の前十年 内事業年度の所得の金 額の計算上損金の額	他の関連法人において 同条第一項	生じた欠損金額とみな された (法第五十七條第二項	法第五十七條第二項 の三第一項又は第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條第二項 生じた欠損金額又は個別 欠損金額とみなされた	読み替えられた前項
同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十	他の関連法人の前十年内 事業年度の所得の金額の 計算上損金の額又は個別 帰属損金額	他の関連法人において同 令第二十条の三第一項又 は第二項の規定により読 み替えられた法第五十七 條第一項	(同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七條第二項	同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七條第二項	読み替えられた前項

<p>れたもの及び同条第三項の規定により当該他の</p>	<p>同条第二項に規定する未処理欠損金額</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額」</p>	<p>第五項の</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額を</p>	<p>同条第三項に</p>	<p>基因して同条第二項</p>
<p>七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたもの及び同条第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該他の</p>	<p>同条第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等」</p>	<p>同条第二十條の三第一項の規定により読み替えられた第五項の</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を</p>	<p>法第五十七條第三項に</p>	<p>基因して同条第二十條の三第一項又は第二項の規</p>

	法人税法施行令 第一百二十二条第七 項第一号	定により読み替えられた 法第五十七条第二項
	欠損金額（法第五十七 条第一項	欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項
	同条第二項又は第六項 欠損金額と	同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第二項若しくは第六 項
	欠損金額と （同条第二項	欠損金額又は個別欠損金 額と （同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七条第二項
	特定資産譲渡等損失相 当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当 欠損金額等
同条第四項、第五項又は 第九項	同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により	

	法人税法施行令 第一百二十二条第七 項第二号		欠損金額（法第五十七 条第一項		同条第二項又は第六項	欠損金額と	同条第四項、第五項又 は第九項		同条第一項		同条第二十條の三第一項 又は第二項の規定により
読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項	欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十條の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七條第一 項）	同条第二十條の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第二項若しくは第六 項	欠損金額又は個別欠損金 額と	同条第二十條の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項	同条第二十條の三第一項 又は第二項の規定により						

項 第百十二条第八 項 法人税法施行令		第六項の 第六項の 第六項の 第六項の		損金の額 損金の額又は個別帰属損 金額 損金の額又は個別帰属損 金額		読み替えられた法第五十 七条第一項 読み替えられた法第五十 七条第一項	
第六項中 第六項中	前項 前項	未処理欠損金額 未処理欠損金額等	特定資産譲渡等損失相 当欠損金額 特定資産譲渡等損失相 当欠損金額等	同条第三項 同条第三項	法第五十七条第四項、 第五項又は第九項 同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項	同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項	同令第二十条の規定により 読み替えられた第六項の 三第一項の規定により 読み替えられた第六項の 三第一項の規定により 読み替えられた第六項の 三第一項の規定により
読み替えられた第六項中 読み替えられた第六項中	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項	同条第一項の規定により 読み替えられた前項 同条第一項の規定により 読み替えられた前項

法人税法施行令
 第一百二十二条第十
 一項

<p>第五項から第八項まで</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで</p>
<p>第五項中 同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中 同条第二項の規定により読み替えられた第五項中 同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた第五項中</p>
<p>第六項中</p>	<p>同条第一項の規定により読み替えられた第六項中</p>
<p>第七項中</p>	<p>同条第一項の規定により読み替えられた第七項中</p>

	第八項中	同条第一項の規定により読み替えられた第八項中
法人税法施行令 第百十二条第十 二項	法第五十九条第一項か ら第三項まで	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第一項から第三項ま で
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号イ	法第五十九条第一項	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第一項
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号イ(1)	法第五十七条第一項た だし書	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項ただし書
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号イ(2)	法第五十八条第一項た だし書	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 八条第一項ただし書
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号ロ	法第五十九条第二項	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第二項

<p>法人税法施行令 第百二十二条第十 二項第一号ハ</p>	<p>法第五十九条第三項</p>	<p>同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた第百十七條の二第一 号</p>
<p>法人税法施行令 第百二十二条第十 二項第二号</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第一項の規定により 読み替えられた法第二十 九條第三項</p>
<p>法人税法施行令 第百二十二条第十 二項第三号</p>	<p>法第五十八条第一項</p>	<p>同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十八條第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百二十二条第十 三項</p>	<p>法第五十七條第六項</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第一項の規定により 読み替えられた法第二十 七條第六項</p>

<p>法人税法施行令 第百十二条第二 十四項</p>	<p>同条第四項に規定する 欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第四項に規定する欠</p>	<p>十三項</p>	<p>法第五十七條第二項に 規定する未処理欠損金 額又は</p>	<p>同令第二十条の三第一 項の規定により読み替え られた法第五十七條第二 項に規定する未処理欠損 金額等については</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第二 十三項</p>	<p>法第五十七條第二項に 規定する未処理欠損金 額又は</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五 十七條第二項に規定する未 処理欠損金額等又は</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第二 十四項</p>	<p>連結欠損金個別帰属額 のうち</p>	<p>個別欠損金額のうち</p>	<p>連結欠損金個別帰属額 （同項に規定する連結 欠損金個別帰属額</p>	<p>個別欠損金額（同項に規 定する個別欠損金額</p>	<p>個別欠損金額（同項に規 定する個別欠損金額</p>
------------------------------------	----------------------------	--	------------	--	--	------------------------------------	--	--	------------------------------------	---------------------------	------------------	---	----------------------------------	----------------------------------

<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項</p>	<p>同条第三項各号に掲げ る欠損金額</p>	<p>損金額等 地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第三項各号に掲げる 欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第一号</p>	<p>支配関係前未処理欠損 金額 欠損金額（同条第一項 の規定の適用があるも のに限るものとし、当 該支配関係事業年度開 始の時までに同条第二 項又は第六項の規定に より当該被合併法人等 の欠損金額とみなされ たものを含み、同条第 一項</p>	<p>支配関係前未処理欠損金 額等 欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項の規定の適用があるも のに限るものとし、同令 第二十条の三第一項又は 第二項の規定により読み 替えられた法第五十七条 第二項の規定により当該 被合併法人等の欠損金額 又は個別欠損金額とみな されたものを含み、同令 第二十条の三第一項又は</p>

		法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号			
損金の額 金額	法第五十七条第四項、 第五項又は第九項	法第五十七条第三項各 号に掲げる欠損金額	支配関係前未処理欠損 金額の合計額	法第五十七条第三項第 一号	欠損金額は 当該支配関係前未処理 欠損金額等
第二項の規定により読み 替えられた法第五十七条 第一項	同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項	同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第三項 各号に掲げる欠損金額等	支配関係前未処理欠損金 額等の合計額	地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第三項第一号	欠損金額等は 当該支配関係前未処理欠 損金額等

法人税法施行令 第一百三十一条 第二号イ	支配関係前未処理欠損 金額がある	支配関係前未処理欠損 金額がある
法人税法施行令 第一百三十一条 第二号イ	支配関係前未処理欠損 金額	支配関係前未処理欠損 金額等
法人税法施行令 第一百三十一条 第二号ロ	支配関係前未処理欠損 金額 法第五十七条第一項	支配関係前未処理欠損 金額等 地方税法施行令第二十条 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た法第五十七条第一項
法人税法施行令 第一百三十一条 第三号	同項第一号に規定する 欠損金額 同条第四項、第五項又 は第九項	同条第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項 地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により 読み替えられた前条第五 項第一号に規定する欠損 金額又は個別欠損金額

<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号イ</p>	<p>法第五十七条第三項第 一号及び第二号に掲げ る欠損金額</p>	<p>同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第三項 第一号及び第二号に掲げ る欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号ロ</p>	<p>前条第五項第一号</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた前条第五 項第一号</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第二 項</p>	<p>前項の 前項各号</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた前項の 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた前項各号</p>
<p>同条第三項各号</p>	<p>同条第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第三項各号</p>	

項 法人税法施行令 第百十三条第五 金額			同条第三項各号 係る同項各号	同条第五項第一号 同項各号に掲げる欠損 金額	項 法人税法施行令 第百十三条第四 前二項 同項各号に掲げる欠損 金額	欠損金額等
同項各号に掲げる欠損 金額 地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第四項各号に掲げる	同項各号に掲げる欠損 金額	同項各号に掲げる欠損 金額	同項各号に掲げる欠損 金額	同項各号に掲げる欠損 金額	同項各号に掲げる欠損 金額	同項各号に掲げる欠損 金額

<p>法人税法施行令 第百十三条第五 項第一号</p>	<p>前項において準用する 第一項</p>	<p>欠損金額等 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた前項において準用す る同条第一項の規定によ り読み替えられた第一項 地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定によ り読み替えられた法第五 七条第四項各号に掲げる 欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第五 項第二号</p>	<p>法第五十七条第四項各 号に掲げる欠損金額</p>	<p>欠損金額等（地方税法施 行令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第一項 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項 又は第六項</p>
<p>同条第一項</p>	<p>同条第二項又は第六項</p>	<p>同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七条第一項</p>

法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号イ	法第五十七条第四項第 一号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号	法第五十七条第四項第 一号及び第二号に掲げ る欠損金額	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号	支配関係前欠損金額 法第五十七条第四項第 一号に掲げる欠損金額	支配関係前欠損金額等 地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十	同項第二号に掲げる欠 損金額	同項第二号に掲げる欠 損金額	同項第二号に掲げる欠損 金額等	支配関係前欠損金額 法第五十七条第四項第 一号に掲げる欠損金額	支配関係前欠損金額 法第五十七条第四項第 一号に掲げる欠損金額	同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項 又は第五項	損金の額	損金の額又は個別帰属損 金額	損金の額又は個別帰属損 金額
-----------------------------	--------------------------	---	----------------------------	-----------------------------------	---	----------------------------	---------------------------------------	---	-------------------	-------------------	--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--	------	-------------------	-------------------

<p>法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号ロ</p>	<p>同項第二号に掲げる欠 損金額</p>	<p>支配関係後欠損金額</p>	<p>前項の 前項各号</p>	<p>法人税法施行令 第百十三条第六 項</p>
<p>七条第四項第一号に掲げ る欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項第二号に掲げ る欠損金額等</p>	<p>支配関係後欠損金額等</p>	<p>同令第二十条の三第一 項の規定により読み替えら れた前項各号</p>	<p>同項第一号に規定する 欠損金額</p>
			<p>同条第一項の規定により 読み替えられた法第二十 七条第四項各号に掲げる 欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た前条第七項第一号に規 定する欠損金額又は個別</p>

<p>法人税法施行令 第百十三条第八 項第二号</p>	<p>前条第七項第一号に規 定する欠損金額</p>	<p>欠損金額 地方税法施行令第二十 条の三第一項又は第二 項の規定により読み替 えられた前条第七項 第一号に規定する欠 損金額又は個別欠損 金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第九 項</p>	<p>前項の 前三項</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定 により読み替えられた 前項の</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第九項</p>	<p>同項第一号に規定す る欠損金額</p>	<p>同令第二十條の三第 一項又は第二項の規 定により読み替えら れた法第五十七條第 七項第一号に規定す る欠損金額又は個別 欠損金額</p>
<p>地方税法施行令 第二十條の三第一 項の規定により読み 替えられた法第五十 七條の二第一項に規 定す</p>	<p>同項に規定する欠損 金額</p>	<p>地方税法施行令第二十 條の三第一項の規定 により読み替えられた 法第五十七條の二第 一項に規定す</p>

法人税法施行令		号 第二十一項第一 第二百十三條の二	法人税法施行令 第二百十三條の二 第二十一項		
法第五十七條第四項に	前條第一項	欠損金額又は連結欠損 金個別帰属額	法第五十七條の二第二 項の 未処理欠損金額	法第五十七條第二項 欠損金額に	
地方税法施行令第二十條	同令第二十條の三第一項 の規定により読み替えら れた前條第一項	欠損金額等	同令第二十條の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七條の二第 二項の 欠損金額等	地方税法施行令第二十條 の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第二項 未処理欠損金額等	
七條の二第二項、 七條の二第二項、 七條の二第二項、	等 帳簿価額控除後欠損金額 等 る欠損金額等				

第百十三条の二 第二十一項第二 号	規定する欠損金額	の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項に規定する欠 損金額等
法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第三 号	制限対象欠損金額 法第五十七条の二第二 項の規定の適用がある 同項第二号に掲げる欠 損金額 前条第四項	制限対象欠損金額等 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十七条の二第 二項の規定の適用がある 同項第二号に掲げる欠損 金額等 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら れた前条第四項
前条第一項 金個別帰属額 欠損金額又は連結欠損 未処理欠損金額	法第五十七条の二第三 項 未処理欠損金額 欠損金額又は連結欠損 金個別帰属額 前条第一項	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第二十 七条の二第三項 未処理欠損金額等 欠損金額等 同令第二十条の三第一項 の規定により読み替えら

法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第四 号	法第五十七条の二第五 項	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 七条の二第五項	法人税法施行令 第百十六條第二 項	法第五十八條第一項	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 八条第一項	法人税法施行令 第百十六條の二 第一項	法第五十八條第二項	地方税法施行令第二十 条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十 八条第二項	(同条第二項)	(同条第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ
------------------------------------	-----------------	--	-------------------------	-----------	--	---------------------------	-----------	--	---------	----------------------------

<p>法人税法施行令 第百十六条の二 第三項</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十六条の二 第二項</p>	<p>「未処理災害損失欠損金額」</p>	<p>「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」</p>
<p>未処理欠損金額</p>	<p>法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>	<p>法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>
<p>第百十二条第二項中</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項（</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第二項（</p>	<p>第百十二条第二項（</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項（</p>
<p>同条第三項又は第四項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>
<p>基因して同条第二項</p>	<p>基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項</p>	<p>基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項</p>
<p>十八條第二項</p>	<p>十八條第二項</p>	<p>十八條第二項</p>

<p>法人税法施行令 第百十六條の二</p>							
<p>第百十二條第十二項の</p>	<p>に</p>	<p>生じた第五十七條第一 項</p>	<p>欠損金額に</p>	<p>同條第一項</p>	<p>同條第二項の規定</p>	<p>生じた欠損金額</p>	<p>欠損金額（同條第二項 又は第六項</p>
<p>地方税法施行令第二十條 の三第一項の規定により</p>	<p>又は個別欠損金額に</p>	<p>生じた同令第二十條の三 第一項の規定により読み 替えられた第五十七條第 一項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額に</p>	<p>同令第二十條の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十八條第一項</p>	<p>同令第二十條の三第一項 の規定により読み替えら れた法第五十八條第二項 の規定</p>	<p>生じた欠損金額及び個別 欠損金額</p>	<p>欠損金額及び個別欠損金 額（同令第二十條の第三 一項の規定により読み替 えられた法第五十七條第 二項又は第六項</p>

<p>第四項</p>	<p>第百二十二条第十二項中</p>	<p>読み替えられた第百二十二条第十二項の 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百二十二条第十二項中</p>
<p>法人税法施行令 第百十六條の三</p>	<p>法第五十九条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十七條の二</p>	<p>同項に規定する個別欠損金額</p>	<p>個別欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十七條の二 第一号</p>	<p>同項に規定する個別欠損金額</p>	<p>個別欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十七條の二 第二号</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>

法人税法施行令 第百十八条	法第五十九条第三項（	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項（
法人税法施行令 第百十八条第一号	法第五十九条第三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項
法人税法施行令 第百十八条第二号	同項に規定する個別欠損金額 法第五十七条第一項	個別欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項

2 | 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十条 七条第一項	欠損金額	個別欠損金額
この項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額	

法人税法第五十	
欠損金額（当該被合併	<p data-bbox="957 1388 1005 1568">に算入された</p> <p data-bbox="638 1388 686 1545">損金の額</p> <p data-bbox="590 1388 638 1624">第五十九条第二項</p> <p data-bbox="430 1388 478 1624">第五十八条第一項</p> <p data-bbox="271 1388 319 1680">損金の額に算入される</p>
未処理欠損金額等（当該	<p data-bbox="1005 1702 1372 2016">をいう。以下この目において同じ。）（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項又はこの項</p> <p data-bbox="686 1702 1005 2016">又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された</p> <p data-bbox="638 1702 686 1937">、個別帰属損金額</p> <p data-bbox="478 1702 526 1993">同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第二項</p> <p data-bbox="319 1702 367 2016">同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項</p> <p data-bbox="223 1702 271 2016">個別帰属損金額に算入される</p>

七条第二項

法人等が当該欠損金額
（この項又は第六項の
規定により当該被合併
法人等の欠損金額とみ
なされたものを含む、
第四項、第五項又は第
九項

被合併法人等が欠損金額
等（欠損金額（この項又
は地方税法施行令第二十
条の三第一項の規定によ
り読み替えられたこの項
の規定により当該被合併
法人等の欠損金額とみな
されたものを含む。以下
この項において「被合併
法人等欠損金額」という
。）又は個別欠損金額（
この項又は同令第二十
条の三第一項の規定によ
り読み替えられたこの項
の規定により当該被合併
法人等の個別欠損金額と
みなされたものを含む。以
下この項において「被合
併法人等個別欠損金額」
という。）をいい、同令
第二十条の三第一項又は
第二項の規定により読み
替えられた第四項若しく

<p>七条第三項 法人税法第五十</p>	
<p>未処理欠損金額</p>	<p>前項に</p>
<p>未処理欠損金額等</p>	<p>読み替えられた前項に の三第二項の規定により 地方税法施行令第二十 た個別欠損金額とみなす 事業年度)において生じ 当該合併等事業年度の に限り。にあつては、 合併法人等個別欠損金 た未処理欠損金額等(被 内事業年度において生じ 合併法人等の当該前十年 日以後に開始した当該被 の合併等事業年度開始の 事業年度(当該内国法人 属する当該内国法人の各 年内事業年度開始の日の 欠損金額等の生じた前十 は、それぞれ当該未処理 個別欠損金額に限る。)</p>

法人税法第五十 七条第三項第一 号	掲げる欠損金額	掲げる欠損金額等
法人税法第五十 七条第三項第二 号	第一項	欠損金額等 地方税法施行令第二十 条の三第一項又は第二 項の規定により読み替 えられた第一項
損金の額	損金の額又は個別帰 属損金額	損金の額又は個別帰 属損金額
法人税法第五十 七条第三項第二 号	欠損金額	欠損金額等
法人税法第五十 七条第四項	第一項の規定の適用	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定に より読み替えられた第 一項の規定の適用
	同項に規定する欠損金 額（第二項又は第六項 の規定により当該内国 法人の欠損金額とみな されたものを含み、こ の項、次項又は第九項 の規定によりないもの とされたものを除く。	欠損金額等

法人税法第五十七 条第四項第一 号	以下この項及び次項に おいて同じ。	掲げる欠損金額等
法人税法第五十七 条第四項第二 号	掲げる欠損金額 欠損金額（第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損 金額）	欠損金額等（地方税法施 行令第二十条の三第二項 又は第二項の規定により 読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損 金額）
法人税法第五十七 条第五項	第五十九条第一項 第一項の規定	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた第五十九 条第一項 同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた第一項の規定
法人税法第五十七 条第十項	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定は

<p>欠損金額（第二項又は第六項）</p>	<p>個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項）</p>	<p>内国法人の欠損金額</p>	<p>内国法人の個別欠損金額</p>	<p>第一項の規定を</p>	<p>同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を</p>	<p>第二項の合併等事業年度又は第六項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度</p>	<p>第二項の合併等事業年度</p>	<p>法人税法第五十七條第十一項</p>	<p>第一項ただし書の規定</p>	<p>法人税法第五十七條第十二項</p>	<p>前項</p>	<p>法人税法第五十七條第十三項</p>	<p>第十一項</p>	<p>法人税法第五十七條</p>	<p>生じた欠損金額</p>	<p>生じた個別欠損金額等</p>
-----------------------	--------------------------------------	------------------	--------------------	----------------	----------------------------------	--	--------------------	----------------------	-------------------	----------------------	-----------	----------------------	-------------	------------------	----------------	-------------------

<p>七条の二第一項</p> <p>前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項</p>	<p>七条の二第一項</p> <p>前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項</p> <p>個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p> <p>以下この条において</p>
<p>内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配</p>	

<p>法人税法第五十七條の二第二項</p>	<p>該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。） 欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において</p>	<p>個別欠損金額等</p>	<p>法人税法第五十七條の二第二項</p>	<p>該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。） 欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において</p>	<p>該当日</p>	<p>前条第一項</p>	<p>次項第一号</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p>	<p>された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。</p>	<p>以下この条において 当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号</p>	<p>以下この項及び次項第一号</p>
-----------------------	--	----------------	-----------------------	--	------------	--------------	--------------	--------------------------------------	--	---	---------------------

法人税法第五十七條の二第二項第一号	同じ。)	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額	事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等
適用事業年度又は適用連結事業年度(第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)開始の日	適用事業年度開始の日	欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度	個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度
前条第二項、第三項及び第七項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により		

法人税法第五十七号	欠損金額	読み替えられた前条第二項及び第三項
七条の二第二項	同項	個別欠損金額等
第二号	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項
法人税法第五十七号の二第三項	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度	事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等
	欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度	個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度
	同条第二項、第三項及び第七項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二

法人税法第五十七條の二第五項	法人税法第五十七條の二第五項	欠損等法人若しくは欠損等連結法人	欠損等法人	項及び第三項
法人税法第五十八條第一項	法人税法第五十八條第一項	欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額 同条第二項、第三項及び第七項	(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項)	項及び第三項
損金の額	次条第二項	個別帰属損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第二項	生じた欠損金額又は個別
生じた欠損金額に相当	生じた欠損金額又は個別	生じた欠損金額又は個別	生じた欠損金額又は個別	生じた欠損金額又は個別

法人税法第五十八條第三項	次條第一項	地方税法施行令第二十二條の三第二項の規定により		前項の規定の適用	同條第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用		損金の額	損金の額又は個別帰属損金額		前項の規定により	読み替えられた前項の規定により		次項又は第四項	同令第二十二條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた次項	法人税法第五十八條第二項	(この項)	(この項又は地方税法施行令第二十二條の三第一項の規定により読み替えられたこの項)		又は第五十七條第一項	又は同令第二十二條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項		する	欠損金額に相当する
--------------	-------	-------------------------	--	----------	----------------------------	--	------	---------------	--	----------	-----------------	--	---------	----------------------------------	--------------	-------	--	--	------------	-------------------------------------	--	----	-----------

法人税法第五十 八条第七項	法人税法第五十 八条第六項	法人税法第五十 八条第六項	第一項ただし書の規定	第一項の規定を	第二項の規定	第一項の規定は	第一項の規定	読み替えられた次条第一 項
第六項	前項	第一項ただし書の規定	第一項の規定により 読み替えられた第一項の 規定を	同条第二項の規定により 読み替えられた第二項の 規定	同条第二項の規定により 読み替えられた第二項の 規定は	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定	同条第二十條の三第二 項の規定により読み替えら れた第一項の規定	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた前項
地方税法施行令第二十 条	地方税法施行令第二十 条	地方税法施行令第二十 条	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項た だし書の規定	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定は	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の 規定	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた前項

八条第八項	<p>法人税法第五十 九条第一項</p> <p>連結事業年度において 生じた第八十一条の十 八第一項（連結法人税 の個別帰属額の計算） に規定する個別欠損金 額（当該連結事業年度 に連結欠損金額が生じ た場合には、当該連結 欠損金額のうち当該内 国法人に帰せられる金 額を加算した金額）</p>	<p>の三第二項の規定により 読み替えられた第六項</p> <p>個別欠損金額</p>
九条第二項	<p>法人税法第五十 九条第二項</p> <p>連結事業年度において 生じた第八十一条の十 八第一項に規定する個 別欠損金額（当該連結 事業年度に連結欠損金 額が生じた場合には、 当該連結欠損金額のう ち当該内国法人に帰せ られる金額を加算した 金額）</p>	<p>個別欠損金額</p>

<p>第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項</p>	<p>法人税法第五十条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項 個別欠損金額</p>
<p>法人税法第五十条第四項</p>	<p>前二項 連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項</p>		
<p>法人税法施行令第一百二十二条第一項</p>	<p>欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の</p>	<p>欠損金額等（欠損金額） 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五</p>		

欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く

号) 第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。) 又は個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。)(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。)をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第

<p>法人税法施行令 第百十二条第二 項</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第一 項第二号</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第一 項第一号</p>	
<p>同条第二項に規定する 未処理欠損金額</p>	<p>同項の規定により当該 被合併法人等となる内 国法人の欠損金額</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額に</p>
<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第二項に規定する未 処理欠損金額等</p>	<p>個別欠損金額 内国法人の欠損金額又は 当該被合併法人等となる 当該被合併法人等となる 七条第六項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第六項の規定により 当該被合併法人等となる 内国法人の欠損金額又は 個別欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第二項に規定する未 処理欠損金額又は個別欠損金 額</p>	<p>四項若しくは第五項の規 定によりないものとされ たものを除く。以下この 目において同じ 欠損金額等に</p>

<p>項第二号 法人税法施行令 第一百二十二条第五</p>	<p>項第一号 法人税法施行令 第一百二十二条第五</p>
<p>法第五十七条第一項</p>	<p>欠損金額 欠損金額又は個別欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項、第五項又は第九項</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられ</p>	<p>額 欠損金額又は個別欠損金額 項若しくは第五項 欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項</p>

	損金の額	た法第五十七条第一項
法人税法施行令 第五項又は第九項	法第五十七条第四項、 第五項又は第九項	損金の額又は個別帰属損 金額（法第八十一条の十 八第一項に規定する個別 帰属損金額をいう。以下 この目において同じ。） （同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項）
法人税法施行令 第六項	前項	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた前項
法人税法施行令 第七項	、法第五十七条第二項 生じた欠損金額とみな された	、地方税法施行令第二十 条の三第一項又は第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項 生じた欠損金額又は個別 欠損金額とみなされた
	（法第五十七条第二項 された	（同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五

<p>他の関連法人において 同条第一項</p>	<p>他の関連法人の前十年 内事業年度の所得の金 額の計算上損金の額</p>	<p>法第五十七条第四項、 第五項又は第九項の規 定によりないものとき されたもの及び同条第三 項の規定により当該他 の</p>	<p>同条第二項に規定する 未処理欠損金額</p>
<p>十七条第二項 他の関連法人において同 令第二十条の三第一項又 は第二項の規定により読 み替えられた法第五十七 条第一項</p>	<p>他の関連法人の前十年内 事業年度の所得の金額の 計算上損金の額又は個別 帰属損金額</p>	<p>同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項若しくは第五 項の規定によりないもの とされたもの及び同令第 二十条の三第一項又は第 二項の規定により読み替 えられた法第五十七条第 三項の規定により当該他 の</p>	<p>同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により</p>

	<p>読み替えられた法第五十七 条第二項に規定する未 処理欠損金額等</p>	
<p>特定資産譲渡等損失相 当欠損金額</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当 欠損金額等</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当 欠損金額等</p>
<p>第五項の</p>	<p>同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた第五項の</p>	<p>同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた第五項の</p>
<p>特定資産譲渡等損失相 当欠損金額を</p>	<p>同条第三項に</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当 欠損金額等を</p>
<p>同条第三項に</p>	<p>基因して同条第二項</p>	<p>法第五十七条第三項に</p>
<p>法人税法施行令 第一百二十二条第七 項第一号</p>	<p>基因して同令第二十条の 三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた 法第五十七条第二項</p>	<p>基因して同令第二十条の 三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた 法第五十七条第二項</p>
<p>欠損金額（法第五十七 条第一項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金 額（地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項</p>
<p>同条第二項又は第六項</p>	<p>同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により</p>	<p>同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により</p>

	欠損金額と	読み替えられた法第五十七 七条第二項若しくは第六 項
(同条第二項	欠損金額又は個別欠損金 額と	(同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七条第二項
特定資産譲渡等損失相 当欠損金額	同条第四項、第五項又 は第九項	同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十七条第四項若しくは第五 項
法人税法施行令 第一百二十二条第七 項第二号	欠損金額(法第五十七 条第一項	欠損金額又は個別欠損金 額(地方税法施行令第二 十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替え られた法第五十七条第一 項
同条第二項又は第六項		同令第二十条の三第一 項

	又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項若しくは第六項
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と
同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項
同条第一項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
法第五十七條第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項
同条第三項	同令第二十条の三第一項

	未処理欠損金額	又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項
法人税法施行令 第六項の 当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	未処理欠損金額等 特定資産譲渡等損失相当欠損金額等
法人税法施行令 第六項の 前項	第六項中	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第六項の、同条第二項の規定により読み替えられた前項
法人税法施行令 第五項から第八項まで	第五項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中
法人税法施行令 第一百二十二条第十 一項	第五項中	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで
	同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項中
	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十

法人税法施行令 第百二十二条第十 二項第一号イ	法人税法施行令 第百二十二条第十 二項				「当該適格組織再編成 等の前に同条第二項の 規定により当該内国法 人の欠損金額とみなさ れたもの、同条第六項 の規定により当該内国 法人	法第五十九条第一項	法第五十九条第一項か ら第三項まで	第八項中	第七項中	第六項中	七条第二項の規定により 当該被合併法人等」とあ るのは「当該適格組織再 編成等の前に同令第二十 条の三第一項又は第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項 の規定により当該内国法 人	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第一項から第三項ま で	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第一項から第三項ま で	読み替えられた第八項中	同条第二項の規定により 読み替えられた第七項中	同条第二項の規定により 読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により 読み替えられた第六項中 同条第二項の規定により 読み替えられた第七項中 同条第二項の規定により 読み替えられた第八項中
-------------------------------	---------------------------	--	--	--	--	-----------	----------------------	------	------	------	---	---	---	-------------	----------------------------	----------------------------	--

法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号イ(1)	法第五十七条第一項た だし書	九条第一項 地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項ただし書
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号イ(2)	法第五十八条第一項た だし書	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 八条第一項ただし書
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号ロ	法第五十九条第二項 第百十七条の二第一号	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた第百十七条の二第一 号
法人税法施行令 第百十二条第十 二項第一号ハ	法第五十九条第三項	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第三項
法人税法施行令 第百十二条第十	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により

二項第二号	法第五十八条第一項	読み替えられた法第五十七條第一項
法人税法施行令 第一百二十二条第十 二項第三号	法第五十七條第一項	地方税法施行令第二十條の第三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項
法人税法施行令 第一百二十二条第十 三項	法第五十七條第六項	地方税法施行令第二十條の第三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第六項
法人税法施行令 第一百二十二条第二 十三項	法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額又は	地方税法施行令第二十條の第三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等又は
	連結欠損金個別帰属額のうち	個別欠損金額のうち
	欠損金個別帰属額	個別欠損金額
	連結欠損金個別帰属額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額

<p>項 第一号</p>	<p>法人税法施行令 第百十三条第一 金額</p>	<p>項 第百十三条第一 項</p>	<p>法人税法施行令 第百十二条第二 十四項</p>		
<p>の 規定の適用があるも 欠損金額（同条第一項 金額</p>	<p>支配関係前未処理欠損 金額</p>	<p>同条第三項各号に掲げ る欠損金額</p>	<p>同条第四項に規定する 欠損金額</p>	<p>法第五十七条第二項</p>	<p>法第五十七条第二項に 規定する未処理欠損金 額については</p>
<p>額（地方税法施行令第二 項）</p>	<p>支配関係前未処理欠損金 額等</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第三項各号に掲げる 欠損金額等</p>	<p>損金額等 地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五 十七条第四項に規定する欠 損金額等</p>	<p>同令第二十條の三第二 項の規定により読み替えら れた法第五十七條第二 項に規定する未処理欠損金 額等については</p>	<p>同令第二十條の三第二 項の規定により読み替えら れた法第五十七條第二 項に規定する未処理欠損金 額等については</p>

<p>のに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項</p>	<p>損金の額</p>
<p>十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p> <p>同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p> <p>同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項</p>

法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号	支配関係前未処理欠損 金額の合計額	法第五十七條第三項各 号に掲げる欠損金額	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條第三項 各号に掲げる欠損金額等	法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号イ	支配関係前未処理欠損 金額	支配関係前未処理欠損金 額等
				法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号ロ	法第五十七條第一項 金額	地方税法施行令第二十條 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ
法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号	支配関係前未処理欠損 金額の合計額	法第五十七條第三項第 一号 欠損金額は 当該支配関係前未処理 欠損金額	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條第三項 各号に掲げる欠損金額等	法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号イ	支配関係前未処理欠損 金額がある	支配関係前未処理欠損金 額等がある
				法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号ロ	法第五十七條第一項 金額	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第三項第一号

<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号イ</p>	<p>法第五十七條第三項第 一号に掲げる欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第三項第一号に掲げ る欠損金額等</p>	<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号</p>	<p>法第五十七條第三項第 一号及び第二号に掲げ る欠損金額</p>	<p>同令第二十條の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條第三項 第一号及び第二号に掲げ る欠損金額等</p>	<p>同項第一号に規定する 欠損金額</p>	<p>同令第二十條の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條第三項 第一号に規定する欠損 金額又は個別欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた前条第五 項第一号に規定する欠損 金額又は個別欠損金額</p>	<p>損金の額</p>	<p>同条第四項、第五項又 は第九項</p>	<p>同令第二十條の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第四項若しくは第五 項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損 金額</p>	<p>同令第二十條の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第四項若しくは第五 項</p>	<p>た法第五十七條第一項</p>
--------------------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------------	--	---	----------------------------	--	---	-------------	----------------------------	--	---------------------------	--	-------------------

法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号ロ	前条第五項第一号	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた前条第五 項第一号
法人税法施行令 第百十三条第二 項	前項の 前項各号	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた前項の 同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた前項各号
法人税法施行令 第百十三条第四 項	前三項 欠損金額 同条第三項各号 同項各号に掲げる欠損 金額 同条第三項各号	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた前三項 同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項 各号に掲げる欠損金額等 地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により

<p>項 第 百 十 三 条 第 五 項 第 一 号</p>	<p>法人税法施行令 第 百 十 三 条 第 五 項</p>	
<p>法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額</p>	<p>同項各号に掲げる欠損金額</p>	<p>同条第五項第一号</p>
<p>七条第四項各号に掲げる</p>	<p>前項において準用する第一項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた第一項地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる</p>	<p>読み替えられた法第五十七條第三項各号 係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた第一項地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる</p>

法人税法施行令 第百十三条第五 項第二号		欠損金額（同条第一項	欠損金額等（地方税法施
同条第二項又は第六項	同条第二項又は第六項	同条第二項又は第六項	同条第二項又は第六項
同条第一項	同条第一項	同条第一項	同条第一項
損金の額	損金の額又は個別帰属損	損金の額又は個別帰属損	損金の額又は個別帰属損
法第五十七条第四項、 第五項又は第九項	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項
支配関係前欠損金額	支配関係前欠損金額等	支配関係前欠損金額等	支配関係前欠損金額等
法第五十七条第四項第 一号に掲げる欠損金額	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項
第一号に掲げる欠損金額	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項

項 法人税法施行令 第百十三条第六	前項の 支配関係後欠損金額	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた前項の	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号ロ	同項第二号に掲げる欠 損金額	地方税法施行令第二十条 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項第二号に掲げ る欠損金額等	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号イ	法第五十七條第四項第 一号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項第一号に掲げ る欠損金額等	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号	支配関係前欠損金額 法第五十七條第四項第 一号及び第二号に掲げ る欠損金額	支配関係前欠損金額等 地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項第一号及び第 二号に掲げる欠損金額等	法人税法施行令 第百十三条第五 項第三号	同項第二号に掲げる欠 損金額	同項第二号に掲げる欠損 金額等	等
-------------------------	------------------	--	-----------------------------	-------------------	--	-----------------------------	--------------------------	--	----------------------------	--	---	----------------------------	-------------------	--------------------	---

法人税法施行令	項 第百十三条第九	法人税法施行令 第百十三条第八 項第二号	項 第百十三条第八	法人税法施行令 同項第一号に規定する 欠損金額	前項各号
前三項	前項の	前条第七項第一号に規 定する欠損金額	同項第一号に規定する 欠損金額	同条第四項各号に掲げ る欠損金額	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた前項各号
地方税法施行令第二十條	読み替えられた前項の	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた前項の 欠損金額	地方税法施行令第二十條 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た前条第七項第一号に規 定する欠損金額又は個別 欠損金額	地方税法施行令第二十條 の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられ た前条第七項第一号に規 定する欠損金額又は個別 欠損金額等	同条第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第四項各号に掲げる 欠損金額等

<p>第百十三条第十 一項</p>	<p>同項第一号に規定する 欠損金額</p>	<p>の三第二項の規定により 読み替えられた前三項 同令第二十条の三第一項 又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第七項第一号に規定 する欠損金額又は個別欠 損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第九項</p>	<p>同項に規定する欠損金 額</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条の二第一項に規定す る欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項</p>	<p>法第五十七条の二第二 項、 欠損金額に</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条の二第二項、 欠損金額等に</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第一</p>	<p>法第五十七条第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十</p>

				号		号	
法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第二 号		法第五十七條第四項に 規定する欠損金額		前條第一項 金額別帰属額 欠損金額又は連結欠損 金額等		未処理欠損金額 法第五十七條の二第二 項の	
制限対象欠損金額 法第五十七條の二第二 項の規定の適用がある 同項第二号に掲げる欠 損金額		制限対象欠損金額等 同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條の二第 二項の規定の適用がある 同項第二号に掲げる欠損 金額等		同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた前條第一項 地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七條第四項に規定する欠 損金額等		七條第二項 未処理欠損金額等 同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法第五十七條の二第 二項の 欠損金額等	

法人税法施行令 第百十三条の二	前条第四項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項
号 第二十一項第三	法第五十七条の二第三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第三項
未処理欠損金額 欠損金額又は連結欠損 金額別帰属額	前条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項
法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第四 号	法第五十七条の二第五項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第五項
欠損等法人又は欠損等 連結法人	欠損等法人	欠損等法人
未処理欠損金額	未処理欠損金額等	未処理欠損金額等
欠損金額又は連結欠損 金額別帰属額	欠損金額等	欠損金額等
前条第一項	同令第二十条の三第二項	同令第二十条の三第二項

<p>法人税法施行令 第百十六條第二 項</p>	<p>法第五十八條第一項</p>	<p>の規定により読み替えら れた前条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十六條の二 第一項</p>	<p>法第五十八條第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 八條第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十六條の二 第二項</p>	<p>(同条第二項 同条第三項又は第四項 基因して同条第二項</p>	<p>(同条第二十條の三第一 項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五 十八條第二項 同条第三項 基因して同条第二十條の 三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた 法第五十八條第二項</p>
<p>法人税法施行令 第百十六條の二 第二項</p>	<p>第百十二條第二項(</p>	<p>地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた第百十二 條第二項(</p>

<p>第百十二条第二項中</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中</p>
<p>未処理欠損金額</p>	<p>法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>
<p>「未処理災害損失欠損金額」</p>	<p>「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」</p>
<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>欠損金額（同条第二項又は第六項）</p>	<p>個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）</p>
<p>生じた欠損金額</p>	<p>生じた個別欠損金額</p>
<p>同条第二項の規定</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定</p>
<p>同条第一項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>

法人税法施行令
第百十六条の二
第三項

法人税法施行令	法人税法施行令 第百十六条の三	法人税法施行令 第百十六条の二 第四項	
法第五十九条第二項（ 損金額	同項に規定する個別欠 損金額	法第五十九条第一項 第百十二条第十二項中	欠損金額に 生じた第五十七条第一 項 （に
地方税法施行令第二十条	個別欠損金額 九条第一項	同令第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた第百十二条第十二項 中	）又は個別欠損金額に 地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた第百十二 条第十二項の 規定により読み替えら れた法第五十八条第一項 欠損金額又は個別欠損金 額に 生じた同令第二十条の三 第二項の規定により読み 替えられた第五十七条第 一項

号	法人税法施行令 第百十八条第二	損金額	法第五十七條第一項	の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第二項（ 個別欠損金額
号	法人税法施行令 第百十八条第一	同項に規定する個別欠 損金額	法第五十九條第三項	の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第三項 （ 個別欠損金額
号	法人税法施行令 第百十八条	法第五十九條第三項（	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第三項（	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項
号	法人税法施行令 第百十七條の二 第一号	同項に規定する個別欠 損金額	法第五十七條第一項	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項
号	法人税法施行令 第百十七條の二 第二号	法第五十七條第一項	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項	地方税法施行令第二十條 の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 七条第一項
号	法人税法施行令 第百十七條の二	同項に規定する個別欠 損金額	法第五十七條第一項	の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第二項（ 個別欠損金額

法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項	（法第五十九条第二項） 	七条第一項 （地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項）
法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項第一号	法第五十九条第二項に 規定する	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する
イ 法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項第一号	第百七条の二第一号	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百七条の二第一号
ロ 法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項第一号	法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額

法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項第二号	法人税法施行令 第五十九条第二項に 規定する	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十 九条第二項に規定する
法人税法施行令 第百五十五条の 二第二項	法人税法施行令 第五十九条第三項に 係る	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規定により 読み替えられた法第二十 九条第三項に係る
法人に帰せられる金額 損金額のうち当該連結 額に算入される連結欠 額の計算上損金の 結事業年度の連結所得 の金額の計算上損金の 額に算入される連結欠 損金額のうち当該連結 額に算入される金額	同令第二十条の三第二 項の規定により読み替えら れた法第五十七条第一項 又は第五十八条第一項の 規定により当該事業年度 の所得の計算上法第二十 九条の十八第一項に規定	
法第五十九条第二項及 び	同令第二十条の三第二 項の規定により読み替えら れた法第五十九条第二項 及び	
法第八十一条の九第一 項	同令第二十条の三第二 項の規定により読み替えら れた法第五十七条第一項 及び第五十八条第一項	

	法第五十九条第三項及び び	する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び
--	------------------	--

3

前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は前項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみな

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得

の計算の例により算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間をいう。）において生じた欠損金額（法人税法第二十九条に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）につき法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第四百四十二条第二項の規定により同法第五十七条第一項本文）の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算

す。

4 | 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令百十二条第二十項から第二十二項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）の計算の例により算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額

につき法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（同法第四百四十二条第二項の規定により同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文）の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算

上損金の額に算入されなかつた欠損金額

に相当する金額とする。

2| 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第五十七条 第二項、第三項第一号 及び第四項 第一号	もの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの	もの
法人税法施行令	第一百二十二条 第五項第二号	法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法	法
第七項	第一百二十二条	もの及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の	もの

上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2| 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「算入されたもの」と、法人税法施行令第一百二十二条第五項第二号中「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同令第一百二十二条第一号中「及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「及び」と、「法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

<p>第百十三条 第一項第一 号</p>		<p>第百十三条 第五項第二 号</p>
<p>計算の基礎となつたもの（同 条第十二項又は第十三項の規 定の適用がある場合には、こ れらの規定により還付を受け るべき金額の計算の基礎とな つた金額とされたもの）</p>	<p>及び法第八十条（欠損金の繰 戻しによる還付）の規定によ り還付を受けるべき金額の計 算の基礎となつたもの（同条 第十二項又は第十三項の規定 の適用がある場合には、これ らの規定により還付を受ける べき金額の計算の基礎となつ た金額とされたもの）並びに 、法第五十八条</p>	<p>及び法第八十条の規定により 還付を受けるべき金額の計算 の基礎となつたもの（同条第 十二項又は第十三項の規定の 適用がある場合には、これら の規定により還付を受けるべ</p>
<p>及び</p>	<p>及び法第 五十八条</p>	<p>並びに</p>

き金額の計算の基礎となつた
金額とされたもの）並びに

3 前項に定めるもののほか、法人税法第五十七条第二項に規定する同条第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは当該内国法人との間に同法第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（以下この項において「完全支配関係」という。）（当該内国法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は同法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等が行われた場合における第一項の規定の適用に
関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十一条の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（以下この条において「ガス製造事業者」という。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「特定ガス供給業」とい

3 前項に定めるもののほか、法人税法第五十七条第二項に規定する同条第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは当該内国法人との間に同法第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（以下この項において「完全支配関係」という。）（当該内国法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は同法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等が行われた場合における第一項の規定の適用に
関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十一条の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（以下この条において「ガス製造事業者」という。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「特定ガス供給業」とい

う。)を行っていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得

の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得

の計算の例により算定していたものとみなす。

(損金の額)に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例)

第二十一条の二の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により

内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項(租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項(同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第四十一条

う。)を行っていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例)

第二十一条の二の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連

結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項(租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項(同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第四十一条

の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確

の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項(租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項(同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確

保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額）に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同法第六十九条の二の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する

保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（損金の額等）に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同法第六十九条の二の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する

場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 | 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該

場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 | 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 | 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該

外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

(所得に係る寄附金の損金算入限度額)

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により

内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 | 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百二十二条第二項の規定に

外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

(所得に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申

告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 | 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五百五十五条の十三及び第五百五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 | 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百二十二条第二項の規定に

より準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の所得の算定の特例）

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により

内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

（所得に係る法人の外国税額の損金の額 算入）

第二十一条の五 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する

より準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の所得の算定の特例）

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申

告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十八条の九十八第一項に規定する連結所得個別基準額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上同項に規定する連結所得個別基準額とされた額とする。

（所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入）

第二十一条の五 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する

税を課された内国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2
略

(法第七十二条の二十三第二項の特定株式等)

第二十一条の六 法第七十二条の二十三第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の九 略

税を課された内国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

2
略

(法第七十二条の二十三第二項の特定株式等)

第二十一条の六 法第七十二条の二十三第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 | 法第七十二条の二十三第二項に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の九 略

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条の規
定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該特定内国法
人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された
法人税に相当する税を損金の額に算入しないものと
して計算する。

3 略

(法第七十二条の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申
請の手続等)

第二十四条の四の二 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第
四項(法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。
この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理
由又は法人税法第二編第一章第一節第一款第一目の規定その他通算法
人(同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。)に適用
される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額
の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申
請の手続等)

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの
規定は法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項及び
第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条又は第八十一条の十五の規
定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該特定内国法
人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された
法人税に相当する税を損金の額又は個別帰属損金額に算入しないものと
して計算する。

3 略

(法第七十二条の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申
請の手続等)

第二十四条の四の二 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第
四項(法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。
この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理
由又は連結所得の金額
の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申
請の手続等)

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの
規定は法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項及び
第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及

び第三項において同じ。)の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	同条第一項又は法	若しくは まで	又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容、同項各号	略	
				法第七十二条の二十五第一項、 又は	から四十五日以内
				若しくは法第七十二条の二十五第五項の特別の事情の内容又は法人税法第二編第一章第十一 款第一目の規定その他通 算法人(同法第二条第十 二号の七の二に規定する 通算法人をいう。次項に おいて同じ。)に適用さ れる規定による法人税の 所得の金額若しくは欠損 金額及び法人税の額の計	

び第三項において同じ。)の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	同条第一項又は法	若しくは まで	又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容	略	
				法第七十二条の二十五第一項、 又は	から四十五日以内
			若しくは法第七十二条の二十五第五項の特別の事情の内容又は連結所得の金額		の計

<p>第四項</p>		<p>第三項</p>
<p>法人</p>	<p>招集されない</p>	<p>法人</p>
<p>法人又は当該法人との間に法人税法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法</p>	<p>招集されないため、当該法人の当該各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の期限までに申告納付することができない</p>	<p>算を了することができない理由、法第七十二条の二十五第五項各号 法人又は当該法人との間に法人税法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人</p>

<p>第四項</p>		
<p>、若しくは同項</p>		
<p>、若しくは法第七十二条の二十五第五項</p>		<p>算を了することができない理由</p>

人をいう。）

2及び3 略

(法第七十二条の二十五第六項又は第七項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の五 略

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

2及び3 略

第六項	係る同項	係る法第七十二条の二十五第五項
-----	------	-----------------

(法第七十二条の二十五第六項又は第七項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の五 略

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は連結所得の金額

の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開

始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第五項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 | 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎とな

つた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額等に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

3 適格合併（法人税法第十二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものに限る。）に係る連結法人の事業年度の期間が六月を超える場合におけるその設立後最初の事業年度につき第一項の規定を適用するときは、予定申告に係る基準額は、同項の規定にかかわらず、各被合併法人の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 前三項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたとき

は、一月とする。

5| 第一項の事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、当該連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

(法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項

若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、予定申告に係る基準額について準用する。この場合において、同項中「開始の日の前日の属する連結事業年度」とあるのは「の前事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項の」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該連結事業年度」とあるのは「当該前事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二十条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 略

2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。）を 継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意（次号及び

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 略

2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意（以下この

第三号において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。次号及び第三号において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に
関し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行
われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するも
のでないとき。

3 及び 4 略

項に おいて「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に
関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行
われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するも
のでないとき。

3 及び 4 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七
の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係
る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七
十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項
に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るもの

に限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十
一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額
又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る
個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若
しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項
の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは
決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において
「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」
という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一
項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合
に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値
割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」と
いう。）を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を
基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び
重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎
として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加
算金の額を控除した金額

2 | 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の
政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で
定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した
日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一

- 項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らな
いと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。
）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限あ
る当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意
を得たとき。
- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議
に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長
官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税
庁長官が同意をしたとき。
- 三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の
額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意
が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更す
るものでないとき。
- 3 法第七十二条の三十九の四第二項の規定により担保を徴する場合には
、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては
、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けよう
とする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法
人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを
証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事
に提出しなければならない。
- 一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は
事業所の所在地及び法人番号

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（個別帰属特別控除取戻税額等に係る金額）

第四十五条の三 法第二百九十二条第一項第四号の四に規定する政令で定める金額は、第六条の二十三に規定する金額とする。

（法第二百九十二条第一項第四号の五口の政令で定める日等）

第四十五条の四 第六条の二十四第一項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第一項中

「第五十二条第二項第一号」とあるの

（法第二百九十二条第一項第四号の二口の政令で定める日）

第四十五条の三 第六条の二十三の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の二口に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十三第一号中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十二条第二項第一号」とあるの

は「第三百十二条第三項第一号」と、同条第二号中「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と、「第五十二条第二項第二号」とあるのは「第三百十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(法第二百九十二条第一項第四号の二ハの純資産額)

第四十五条の四 第六条の二十四の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の二ハの純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十四中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十二条第二項第一号」とあるのは「第三百十二条第三項第一号」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

(法人課税信託等の併合又は分割)

第四十七条の二 略

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従

は、「第三百十二条第三項第一号」と

読み替えるものとする。

2 第六条の二十四第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五ハに規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第二項中「第五十二条第二項第二号」とあるのは、「第三百十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(法第二百九十二条第一項第四号の五ホの純資産額)

第四十五条の五 第六条の二十五の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五ホの純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十五中「法第五十三条第一項」とあるのは「法第三百二十一条の八第一項」と、「法第五十二条第二項第一号」とあるのは「法第三百十二条第三項第一号」と、「法第五十三条第二項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

(法人課税信託等の併合又は分割)

第四十七条の二 略

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従

前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二百九十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の六第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第三章第一節の規定を適用する。

3及び4 略

（法第三百二十二条第六項の政令で定める日等）

第四十八条の二 法第三百二十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の三 において読み替えて準用する第六条の二十三第一号に掲げる 日とする。

2 法第三百十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の三 において読み替えて準用する第六条の二十三第二号に掲げる 日とする。

（法第三百二十一条の八第一項前段の法人税割額）

第四十八条の十 第八条の六の規定は、

法第三百二十

前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二百九十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の十第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第三章第一節の規定を適用する。

3及び4 略

（法第三百二十二条第六項の政令で定める日等）

第四十八条の二 法第三百二十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第一項 において読み替えて準用する第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2 法第三百十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第二項 において読み替えて準用する第六条の二十四第二項に規定する日とする。

（法第三百二十一条の八第一項前段の法人税割額）

第四十八条の十 第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十

一条の八第一項前段に規定する前事業年度

の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について

準用する。この場合において

、第八条の六第一項中「第五十三条第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と

、同条第四項中「道府県に」とあるのは「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」と、同条第六項中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と

読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第二項前段の法人税割額)

第四十八条の十の三 第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段

事業年度 の法人税割額を基準と に規定する前

一条の八第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)

の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する

連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ準用する。この場合において

、第八条の六第一項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と、同条第四項中「道府県」とあるのは「市町村」と

、同条第六項中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第二項 の法人税割額)

第四十八条の十の三 第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十一条の八第二項

に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準と

して政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について
 準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六
 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人 (次項及び第四項におい て「予定申告法人」とい う。)	の法人
第二項	法第五十三条第一項に 予定申告法人	同項に 同項の法人
第四項	当該予定申告法人 道府県に 関係道府県	第一項の法人 市町村に 関係市町村
第六項	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一 項

して政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、そ
 れぞれ準用する。この場合において、第八条の六第一項中「第五十三
 条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と、「道府県民
 税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三
 条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と、同条第四項中「道
 府県」とあるのは「市町村」と、同条第六項中「第五十三条第一項」と
 あるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項中「第五十三
 条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と、「第五十
 三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十
 三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替えるも
 のとする。

(法第三百二十一条の八第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を
 基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第四十八条の十の四 第八条の九の規定は、法第三百二十一条の八第二項
 ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個
 別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額の計
 算について準用する。この場合において、第八条の九第一項中「法第五
 十三条第二項ただし書」とあるのは、「法第三百二十一条の八第二項た

だし書」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第四十八条の十の五 第八条の十の規定は、法第三百二十一条の八第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額の計算について準用する。この場合において、第八条の十第一項中「法第五十三条第二項ただし書」とあるのは、「法第三百二十一条の八第二項ただし書」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三項の法人税割額及び均等割額）

第四十八条の十の六 第八条の十一の規定は、法第三百二十一条の八第三項の法人税割額及び均等割額の計算について準用する。この場合において、第八条の十一第二項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「法第五十三条第二項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第五項の欠損金額の範囲等）

第四十八条の十一 第八条の十二の規定は、法第三百二十一条の八第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額又は同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十二中「法第五十三条第五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第

（法第三百二十一条の八第二項後段の法人税割額及び均等割額）

第四十八条の十の四 第八条の十一の規定は、法第三百二十一条の八第二項後段の法人税割額及び均等割額の計算について準用する。この場合において、第八条の十一第二項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲）

第四十八条の十一 第八条の十二の規定は、法第三百二十一条の八第三項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額
について準用する。この場合において、第八条の十二中「法第五十三条第三項」とあるのは、「第三百二十一条の八第

三項の」と

読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第三項の政令で定める額)

第四十八条の十一の二 法第三百二十一条の八第三項

に規定する政令で定める額は、第八条の十三

に規定する金額とする。

(法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の三 第八条の十四第一項の規定は、法第三百二十一条

の八第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に規定する通算承認の効力が生じた日(第四十八条の十一の六において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(第四十八条の十一の六において「新たな事業」という。)を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額(法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。第四十八条の十一の六において同じ。)について準用する。この場合において、第八条の十四第一項中「第五十三条第四項」とあるのは、「第三百二十一条の八第四項」と

読み替えるものとする。

2 | 第八条の十四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第四項に規定す

五項」と、「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項に規

定する政令で定める額は、第八条の十三第一項に規定する金額とする。

2 | 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める額は、第八条の十三第二項に規定する金額とする。

(法人の市町村民税に係る控除対象個別帰属調整額の特例)

第四十八条の十一の三 第八条の十四

の規定は、法第三百二十一条の八第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等とする特例適格合併等が行われた場合

について準用する。この場合において、第八条の十四 中「法第五十三条第五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第五項」と、「法第五十三条第六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

る最初通算事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第三項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第五項の政令で定める要件）

第四十八条の十一の四 第八条の十五の規定は、法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十五中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書）」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第五項」とあるのは「第三百二十一条の八第五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象通算適用前欠損調整額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の五 第八条の十六の規定は、法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の四 第八条の十五の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十五中「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市

町村民税の確定申告書

と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の五 第八条の十六の規定は、法第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項の法人の同条第七

じ。) 開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度
(当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場
合には、当該合併等事業年度) 開始の日が同項に規定する被合併法人等
(以下この条において「被合併法人等」という。) の同項に規定する前
十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額に係る
事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(同項の適格合併が法人を設
立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人
等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前
事業年度開始日」という。) 後である場合及び同項の法人の合併等事業
年度が設立日(当該法人の設立の日をいう。) の属する事業年度である
場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後で
あるときについて準用する。

(法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特
例)

第四十八条の十一の六 第八条の十六の二の規定は、法第三百二十一条の
八第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日
後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規
定によりないものとされた通算適用前欠損金額について準用する。この
場合において、第八条の十六の二中「第五十三条第六項」とあるのは、
「第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

に規定する控除未済個別帰属調整額 に係る
事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同
じ。)

について準用する。この場合において、第八条の十六中「法第
五十三条第五項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第五項」と読み
替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の欠損金額の範囲）

第四十八条の十一の七 第八条の十六の三の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の三第一項中「より法第五十三条第七項」とあるのは「より法第三百二十一条の八第七項」と、同条第二項中「第五十三条第七項の」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の政令で定める要件）

第四十八条の十一の八 第八条の十六の四の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十六の四中「添付した法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「添付した法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第七項」とあるのは「第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の九 第八条の十六の五の規定は、法第三百二十一条の八第七項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条及び第四十八条の十一の十一において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事

業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度（開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日）が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第八項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十 法第三百二十一条の八第八項に規定する政令で定める額は、第八条の十六の六に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十一 第八条の十六の七の規定は、合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第八項の規定を適用する場合について準用する。

(法人の市町村民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の十二 第八条の十六の八の規定は、法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十一項の規定を適用する場合について準用する。

(法第三百二十一条の八第十三項の政令で定める額)

第四十八条の十一の十三 法第三百二十一条の八第十三項 に

規定する政令で定める額は、第八条の十七 に規定する金額とする。

(法人の市町村民税の控除対象通算対象所得調整額の特例)

第四十八条の十一の十四 第八条の十七の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する通算対象所得金額(次項において「通算対象所得金額」という。)の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十三項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十七の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の六 法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項に

規定する政令で定める額は、第八条の十七第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項に規定する政令で定める額は、第八条の十七第二項に規定する金額とする。

規定する被合併法人等（第四十八条の十一の十六において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額について準用する。

（法第三百二十一条の八第十五項の政令で定める要件）

第四十八条の十一の十五 第八条の十八の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「第五十三条第十四項

「とあるのは「第三百二十一条の八第十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第十五項」とあるのは「第三百二十一条の八第十五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象通算対象所得調整額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の十六 第八条の十九の規定は、法第三百二十一条の八第十五項の法人の合併等

事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の七 第八条の十八の規定は、法第三百二十一条の八第十項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十項」と、「法第五十三条第九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第九項」と、「

法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書

」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の八 第八条の十九の規定は、法第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項の法人の同条第十項

度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法人の市町村民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十七 第八条の十九の二の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十七項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第十九項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十八 法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の十九の三に規定する金額とする。

連結事業年度
に規定する控除未済個別帰属税額の生じた

について準用する。この場合において、第八条の十九中「法第五十三条第九項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象配賦欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の十九 第八条の十九の四第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十九項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十九の四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十一において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十一項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の二十 第八条の十九の五の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十九の五中「第五十三条第二十項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十一項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項

「と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。」

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の二十一 第八条の十九の六の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときにについて準用する。

（法第三百二十一条の八第二十三項第一号の政令で定める額等）

第四十八条の十一の二十二 法第三百二十一条の八第二十三項第一号

に規定する政令で定める額は、第八条の二十第一項に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の九 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二

項第一号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第一項に規定する金額とする。

- 2| 法第三百二十一条の八第二十三項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第二項に規定する金額とする。
- 3| 法第三百二十一条の八第二十三項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。

(法第三百二十一条の八第二十四項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の二十三 第八条の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十一中「第五十三条第二十三項第一号

とあるのは「第三百二十一条の八第二十三項第一号」と、「の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十四項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の二十四 第八条の二十二の規定は、法第三百二十一条の八第二十四項

の法人

- 2| 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第二項に規定する金額とする。
- 3| 法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。
- 4| 法第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第四項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の十 第八条の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十一中「法第五十三条第十三項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十三項」と、「法第五十三条第十二項第一号」

とあるのは「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十一 第八条の二十二の規定は、法第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項の法人

の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第二十六項の政令で定める額）

第四十八条の十一の二十五 法第三百二十一条の八第二十六項

に規定する政令で定める額は、第八条の二十三に規定する金額とする。

の同条第十三項

に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度

について準用する。この場合において、第八条の二十二中「法第五十三条第十二項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十二項」と読み替えるものとする。

（法人の市町村民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の十二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五

項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第一項に規定する金額とする。

2 | 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第二項に規定する金額とする。

(法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の二十六 第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三

百二十一条の八第二十六項に規定する還付対象欠損金額（次項において「還付対象欠損金額」という。）の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の二十三の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十八において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十八項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の二十七 第八条の二十四の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「第五十三条第二十七項

」とある

のは「第三百二十一条の八第二十七項」と、「の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「の日

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の十三 第八条の二十四の規定は、法第三百二十一条の八第十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「法第五十三条第十六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十六項」と、「法第五十三条第十五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十五項」と、「

法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人

の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書
「と、同条ただし書中「第五十三条第二十八項」とあるのは「第三百二
十一条の八第二十八項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とある
のは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付対象欠損調整額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の二十八 第九条の規定は、法第三百二十一条の八第二
十八項

の法人の合併等
事業年度(同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において
同じ。)開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年
度(当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である
場合には、当該合併等事業年度)開始の日が被合併法人等の同項に規定
する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額に
係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(同項の適格合併が法人
を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併
法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十
年前事業年度開始日」という。)後である場合及び同項の法人の合併等
事業年度が設立日(当該法人の設立の日をいう。)の属する事業年度で
ある場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以
後であるときについて準用する。

の市町村民税の確定申告書

「と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額 の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十四 第九条の規定は、法第三百二十一条の第八
十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項の法人の同条第
十六項

に規定する控除未済個別帰属還付税額 に
係る連結事業年度

について準用する。この場合において、第九条中「法第五
十三条第十五項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十五項」と読
み替えるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第三十二項の規定により、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条の二第一項	道府県知事	市町村長
第九条の二第一項 ただし書	第五十五条第一項 当該道府県民税	第三百二十一条の十一 第一項 当該市町村民税
第九条の二第二項 第一号	道府県内	市町村内
第九条の二第二項	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第 一項
	道府県民税に	市町村民税に
	道府県民税額	市町村民税額
	道府県知事	市町村長
第九条の二第三項	道府県知事	市町村長
第九条の三	道府県知事	市町村長

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第二十項の規定によつて、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「法第五十三条」とあるのは「法第三百二十一条の八」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「法第五十五条」とあるのは「法第三百二十一条の十一」と、「道府県内」とあるのは「市町村内」と、「道府県民税額」とあるのは「市町村民税額」と、「法第五十六条」とあるのは「法第三百二十一条の十二」と、「第六十四条」とあるのは「第三百二十六条」と読み替えるものとする。

第九條の五第一項	第五十五條第二項	第三百二十一條の十一
第二号イ(2)		第二項
第九條の五第二項	道府県知事	市町村長
	道府県民税で	市町村民税で
第九條の六	道府県民税額	市町村民税額
	道府県知事	市町村長

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による申告書に係る法人税額

に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一條の四の規定により、当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同條の規定により、承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九條の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合には

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一條の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一條の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）

に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一條の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同條の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九條の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合には

、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係るものに限る。）

を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例により計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

（法第三百二十一条の八第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）

第四十八条の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第三十六項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）

は、当該法人に係る同条第三十六項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除

をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度

は、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

（法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第四十八条の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人

に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除

をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連

の第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八条の十三第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分

の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第三十六項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第三十六項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項

に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第三十六項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第三百二十一条の八第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除)

第四十八条の十二の三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有す

結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八条の十三第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第三百二十一条の八第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八条の十二の三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有す

る法人の法第三百二十一条の八第三十七項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）

は、当該法人に係る同条第三十七項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除

をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度

の第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について次条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第三十七項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第三十七項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第三項

に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細

る法人の法第三百二十一条の八第二十五項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人

に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について次条第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九

三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細

を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
この場合において、法第三百二十一条の八第三十七項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額

の計算の例による。

2 各事業年度において課された外国の法人税等の額が

当該事業年度 の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年内事業年度 において課された外国の

法人税等の額のうち当該事業年度 前の事業年度

において法人税法第六十九条 及び第四百

十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項 の規定並びに法第五十三条第三十八項及び第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過

を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
この場合において、法第三百二十一条の八第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の

法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連

結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十六項及び第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過

額を、その最も古い事業年度のものから順次当該事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第二百二十一条の八第三十八項の規定の適用については、当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第二百二十一条の八第三十八項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次号において同じ。）の額

のうち、租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項

に規定する部分課税対象金額又は同条第八項

額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第二百二十一条の八第二十六項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第二百二十一条の八第二十六項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象

額
に規定する金融子会社等部分課税対象金額

一項の規定の例により計算した金額
に対応するものとして同法第六十六条の七第

金額とみなされるものを含む。)又は金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち、個別課税対象金額(同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別課税対象金額とみなされるものを含む。)、個別部分課税対象金額(同法第六十八条の九十第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は個別金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十八条の九十第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算し

二 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額

のうち、同項

に規定する課税対象金額、同条第六項

に規定する部分課税

対象金額又は同条第八項

に規定する金融関係法人部分課税対象金額

に対応するものとして同法第六十六条の九の三

第一項の規定の例により計算した金額

た金額

三 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課

4 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十四条第六項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する法第五十三条第三十八項

税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別課税対象金額とみなされるものを含む。）、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第一百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

7 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する法第五十三条第二十六項

の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

7| 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の六を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8| 各事業年度において課された 外国の法人税等の額が当該事業年度 外国の法人税等の額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度 につき法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年内事業年度 の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度の市町村民税の控除限度額に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年内事業年度 の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年

の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

8| 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の六を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

9| 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年

内事業年度 のうち最も古い事業年度

のものから順次に、かつ、同一の事業年度 の

ものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度 において課

された外国の法人税等の額のうち当該事業年度 の国税

の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年内事業年度

においてこの項の規定により当該前三年内事業年度

の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

- 9| 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する

以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

- 10| 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する

現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度

の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度

をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該被合併法人が法人税法

第十二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該被合併法人との間に同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係（次号において「通算完全支配関係」という。）

現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし

、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は

当該被合併法人との間に連結完全支配関係（法人税法第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条及び第四十八条

がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得

の計算上損金に算入したときは、当該損金に

算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度

（適格分割等の日の属する事業年度 開始の日前三年

以内に開始した各事業年度 をいい、これらの事業年度のうち当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度

を除くものとし、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これ

らの事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該分割法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税

の十五の五第四項において同じ。）がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）

がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ

。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は

事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等

（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうち当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし

、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は

当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を

等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該

損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

10) 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。）当該被合併法人の合併前三年内事業年度 開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度

（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度 開始の日の前日の属する事業年度

法人税の課税標準である

連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は

事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

11) 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。）当該被合併法人の合併前三年内事業年度等 開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等 開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11 第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度 における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継

12 第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十四項第三号において「分割承継

等事業年度」という。) 開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度 開始の日の前日の属する事業年度

12| 第九項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度

以後の各事業年度 における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の市町村民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度 市の市町村民税の控除余裕額とみなす。

13| 第九項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度

以後の各事業年度 における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一项各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度 市の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14| 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度

開始の日前三年以内に開始した各事業年度 開始の日(以下この項のうち最も古い事業年度

等事業年度等」という。) 開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

13| 第十項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の市町村民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)は、当該被合併法人の第十一项各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14| 第十項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

15| 第十項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日(以下この項

において「法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度）開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度）開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度）開始の日から当該法人三年前事業年度開始日（前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15| 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度における

において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日（前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

16| 第十項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等における

イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度 の市町村民税の控除余裕額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度 におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）又は 同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）

ロ 略

16| 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総

イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（第九項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度 等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第一百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

ロ 略

17| 第十項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等 の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総

務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

17 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度

開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

18 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項及び第二十八項において「分割承継法人等」という。）が第九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度 以後の各事業年度 における

第二項及び第八項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第九項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三

務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

18 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等

から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が 当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十八項において同じ。）開始の日 に行われたものであるとき

については、同項中「三月」とあるのは、「 四月」とする。 における前項の規定の適用

19 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項 において「分割承継法人等」という。）が第十項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における

第二項及び第九項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第十項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等

年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19] 法第三百二十一條の八第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九條の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第四百四十四條の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度

に係る法人税割額についてするものとする。

20] 法人税法第七十一條第一項、第七十四條第一項、第四百四十四條の三第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

(以下この条

において「所得等申告法人」という。)の前三年内事業年度

における法人税割額の計算上法第三百二十一條の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。)を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度

の法人税割について控除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。)は、当該所得等申

の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

20] 法第三百二十一條の八第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九條の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四條の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一條の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21] 法人税法第七十一條第一項、第七十四條第一項、第四百四十四條の三第一項若しくは第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一條の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第十二條の七に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条

において「所得等申告法人」という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一條の八第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。)を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。)は、当該所得等申

内事業年度 開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の合併事業年度 開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度 開始の日の前日の属する事業年度

23 第二十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の

同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度以後

の各事業年度における第二十項

の規定の

適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分 に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度 の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度）及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度の 開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度 開始の前である場合の当該

内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の合併事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

24 第二十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の

同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分 に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等）及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前である場合の当該

分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度 開始の日以後に開始したものの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度 開始の日の前日の属する事業年度

24 第二十一項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度

開始の日前三年内以内に開始した各事業年度

のうち最も古い事業年度 開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度 開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度 開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日 から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度 開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日 に係る被合併法人等の被合併法人等前三年

分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日以後に開始したものの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

25 第二十二項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日 から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日 に係る被合併法人等の被合併法人等前三年

に属する事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日 から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日 に係る被合併法人等の被合併法人等前三年

内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度

開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日（前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度

とみなして、前二項の規定を適用する。

25] 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額又は 外国法人の調整国外所得金額

二 略

26] 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

27] 所得等申告法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人か

内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

26] 第二十二項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額

二 略

27] 第二十二項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

28] 所得等申告法人が適格分割等により分割法人等

ら事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度 開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

28| 適格分割等に係る分割承継法人等が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度 以後の各事業年度 における第二十項 の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年内以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

29| 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第三十八項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る 関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年

ら事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が 当該分割法人等の連結親法人事業年度開始の日 に行われたものであるとき

における前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「 四月」とする。

29| 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十二項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十二項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等 の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

30| 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十六項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年

める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第四十四項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十三項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第三百二十一条の八第四十五項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第四十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2
略

(法第三百二十一条の八第四十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第四十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。)の同条第四十五項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2
略

(法第三百二十一条の八第三十四項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2
略

(法第三百二十一条の八第三十四項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。)の同条第三十四項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2
略

(法第三百二十一条の八第四十六項第三号の政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第四十六項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第三百二十一条の八第四十八項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第四十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第三百二十一条の八第四十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第四十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第四十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

(法第三百二十一条の八第三十五項第三号の政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十五項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第三百二十一条の八第三十七項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第三百二十一条の八第三十七項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十五項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一條の八第四十九項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第四十八条の十二第一項において 準用する第九條の四第一項、第四十八条の十四の二第二項、第四十八条の十四の三第一項及び第四十八条の十四の六第一項並びに第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において 準用する第九條の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の二第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一條の八第三十八項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九條の四第一項、第四十八条の十四の二第二項、第四十八条の十四の三第一項及び第四十八条の十四の六第一項並びに第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九條の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の二第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付

のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合）及び同条第四十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。
（）に規定する当該更正の日の属する事業年度
開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度

の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において「法人の市町村民税の確定申告書」という。）が提出された日（当該法人の市町村民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の市町村民税の確定申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）

のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合）及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。
（）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度
開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書

の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合）及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。
（）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに

起算して一月を経過する日
の翌日から

二 法第三百二十一条の八第四十項 規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。）を 継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意（次号及び第三号において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。次号及び第三号において同じ。）の 権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同

限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を 継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意（以下この項に おいて「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の 権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同

意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に関し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

意を得たとき。

二 略

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合

意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であっても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であっても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税

庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第二項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の三第二項の規定により担保を徴する場合に、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第一号において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（法人税法第十二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。次条第四項において同じ。）が法第三百二十一条の十一の三第一項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の

（法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等

第四十八条の十五の四 略

2及び3 略

4 法第三百二十一条の十二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと

期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等

第四十八条の十五の五 略

2及び3 略

4 法第三百二十一条の十二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第三百二十一条の八第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けた

によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知)をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

(法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所)

第四十八条の十六 第九条の九の六の規定は、法第三百二十一条の十三第

三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所について準用する

。この場合において、第九条の九

の六中「第五十三条第一項」とあるのは、「第三百二十一条の八第一項」と読み替えるものとする。

(法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第四十八条の十六の二 略

2 略

3 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき(法第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。)の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税

こと)によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知)をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

(法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所)

第四十八条の十六 法 第三百二十一条の十三第

三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、第九条の九の

七に規定する事務所又は事業所とする。

(法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第四十八条の十六の二 略

2 略

3 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき(法第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。)の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税

額に相当する市町村民税とする。

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第四十八条の十六の三 第四十八条の十五の四第一項から第三項までの規定は、法第三百二十七条第二項 において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項 において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては

額に相当する市町村民税とする。

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第四十八条の十六の三 第四十八条の十五の五第一項から第三項までの規定は、法第三百二十七条第二項及び第五項において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項及び第六項 において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円

当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者

の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円

に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯 十分の七

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

三及び四 略

イ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円

帯 十分の七

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円

属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円

属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

三及び四 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項及び第四十八条の十三第二十七項を除く。）及び第五十七条の五の二（第七号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の十	市町村に	都道府県に
	関係市町村	関係都道府県
第四十八条の十の三	市町村に	都道府県に
	関係市町村	関係都道府県
第四十八条の十の四	市町村	都
	法人の市町村民税の確定申告書	法人の都民税の確定申告書
第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の二十、第四		

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項及び第四十八条の十三第三十項を除く。）及び第五十七条の五の二（第七号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の十	市町村民税	都民税
	「市町村」	「都道府県」
第四十八条の十の三	市町村民税	都民税
	「市町村」	「都道府県」
第四十八条の十の六	市町村	都
	法人の市町村民税の確定申告書	法人の都民税の確定申告書
第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三		

<p>第四十八条の十三 第八項</p>	<p>合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第二百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる</p> <p>いて事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第六項ただし書又は第四十条の十三第七項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする</p>
<p>、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額</p>	<p>、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額</p>
<p>、道府県民税の控除余額又は市町村民税の控除余額</p>	<p>又は都民税の控除余額（外国の法人税等の</p>
<p>第四十八条の十三 第九項</p>	<p>合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第二百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる</p> <p>いて事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする</p>
<p>、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額</p>	<p>、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額</p>
<p>、道府県民税の控除余額又は市町村民税の控除余額</p>	<p>又は都民税の控除余額（外国の法人税等の</p>

第五十七條の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

略	第四十八條の十三 第九項、第十二項 、第十三項、第十 五項、第十六項及 び第十八項	市町村民税の控除余 額の合計額	市町村民税の控除余 額	道府県民税の控除余 裕額及び市町村民税の 控除余裕額	控除余裕額
	都民税の控除余裕額	合計額	都民税の控除余裕額の 合計額	及び都民税の控除余裕 額	うち同条第三十八項の 規定により控除するこ とができた額が都民税 の控除限度額に満たな い場合における当該都 民税の控除限度額から 当該控除することがで きた額を控除した残額 をいう。以下この項に おいて同じ。)

第五十七條の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

略	第四十八條の十三 第十項、第十三項 、第十四項、第十 六項、第十七項及 び第十九項	市町村民税の控除余 額の合計額	市町村民税の控除余 額	道府県民税の控除余 裕額及び市町村民税の 控除余裕額	控除余裕額
	都民税の控除余裕額	合計額	都民税の控除余裕額の 合計額	及び都民税の控除余裕 額	うち同条第二十六項の 規定により控除するこ とができた額が都民税 の控除限度額に満たな い場合における当該都 民税の控除限度額から 当該控除することがで きた額を控除した残額 をいう。以下この項に おいて同じ。)

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三
百二十一条の八第三十六項の規定により都民税の法人税割額から控除す
べき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相
当額をいう。以下この条において同じ。）

は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度

の控除対象所得税額等相当額

のうち租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する法人
税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額

（以下この条において「国税の控

除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度

の法第五十三条第三十六項に規定する法人税割額（次号において「道
府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除
額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除
対象所得税額等相当額 を控除した
額

二 当該事業年度の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を

超える部分の額が

当該事業年度

の道府県民税の法人税割額を超える場

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三
百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除す
べき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相
当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等
相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下こ
の条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条か

ら第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。）又は

連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額

等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第五項に規定する法人
税の額及び同条第十一項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同

法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に
規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控

除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度

の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額（次号において「道
府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除
額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除
対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した
額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個

別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が

当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場

合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度 の道府県民税の法人税割額に相当

する控除対象所得税額等相当額

から法第五十三条第三十六項の規定により控除することができる控

除対象所得税額等相当額 を控除

した額

ロ 当該事業年度 の控除対象所得税額等相当額

のうち国税の控除額及び道府県民税

の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第二百二十一条の八第

三十六項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から

同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

を控除した額

第五十七条の二三 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三

百二十一条の八第三十七項の規定により都民税の法人税割額から控除す

べき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相

当額をいう。以下この条において同じ。）

は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度 の控除対象所得税額等相当額

のうち租税特別措置法第六十六条の九の

合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当

する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額

から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる控

除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除

した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は

個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税

の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第二百二十一条の八第

二十四項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から

同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十七条の二三 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三

百二十一条の八第二十五項の規定により都民税の法人税割額から控除す

べき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相

当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等

相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下こ

の条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個

別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の九の

三第三項に規定する法人税の額及び同条第九項に規定する所得地方法人税額の合計額

(以下

この条において「国税の控除額」という。)を超える部分の額が当該事業年度の
の法第五十三条第三十七項に規定する法人税割額(次号において「道府県民税の法人税割額」という。)以下である場合
当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

を控除した額

二 当該事業年度の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を

超える部分の額が

当該事業年度の
の道府県民税の法人税割額を超える場

合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度
の道府県民税の法人税割額に相当

する控除対象所得税額等相当額

から法第五十三条第三十七項の規定により控除することができる控

除対象所得税額等相当額
を控除

した額

ロ 当該事業年度
の控除対象所得税額等相当額

のうち国税の控除額及び道府県民税

の法人税割額の合計額を超える部分の額(法第三百二十一条の八第三十七項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。)から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額(以下

この条において「国税の控除額」という。)を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十五項に規定する法人税割額(次号において「道府県民税の法人税割額」という。)以下である場合
当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個

別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が

当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場

合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当

する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額

から法第五十三条第二十五項の規定により控除することができる控

除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除

した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は

個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税

の法人税割額の合計額を超える部分の額(法第三百二十一条の八第二十五項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。)から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

を控除した額

第五十七条の二の四 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第三十八項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度 において課された外国の法人税等の

額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度

の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第三十八項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

二 当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を 超える部分の額が当該事業年度

の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合

計額

イ 当該事業年度 の道府県民税の控除限度額に相当

する外国の法人税等の額から法第五十三条第三十八項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度 において課された外国の法人税等

の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度と

又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十七条の二の四 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十六項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の

額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合

計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に相当

する外国の法人税等の額から法第五十三条第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等

の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度と

する。)から法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

(法人の都民税に関する分割明細書)

第五十七条の二の五 特別区の区域内及び都以外の道府県の区域内にその事務所又は事業所を有する法人(特別区の区域以外の都の区域内にその事務所又は事業所を有する法人及び特別区の区域内にその主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。)は、法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八(第一項後段及び第二項後段を除く。及び第三百二十一条の十三の規定により法人の都民税を申告納付する場合には、当該都民税に係る申告書に同条第一項後段に規定する課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない)。

(指定都市の指定があつた場合における法人の市町村民税の均等割額)

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度 又は法第三百二十一条の八第三十一項の期間に係る法人の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、

する。)から法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

(法人の都民税に関する分割明細書)

第五十七条の二の五 特別区の区域内及び都以外の道府県の区域内にその事務所又は事業所を有する法人(特別区の区域以外の都の区域内にその事務所又は事業所を有する法人及び特別区の区域内にその主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。)は、法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八(第一項後段及び第三項を除く。及び第三百二十一条の十三の規定により法人の都民税を申告納付する場合には、当該都民税に係る申告書に同条第一項後段に規定する課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない)。

(指定都市の指定があつた場合における法人の市町村民税の均等割額)

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度、連結事業年度又は法第三百二十一条の八第十九項の期間に係る法人の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十六条第一項、第七十二条の四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定する延滞金の割合を法附則第三条の二第二項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限

又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間

の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百二十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。次

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十六条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の割合を法附則第三条の二第二項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税

額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百二十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以

項 において同じ。)が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 特例期間内にその申告基準日の到来する道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条第一項、第七十二条の四五の二第一項及び第三百二十七条第一項、に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における前項に規定する商業手形の基準割引率のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合)とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法

下この条において同じ。)が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 特例期間内にその申告基準日の到来する道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における前項に規定する商業手形の基準割引率のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合)とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法

第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三</p>	<p>又は第六十三条第二項</p>	<p>（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）若しくは第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の</p>
---	-------------------	--

第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六十条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第

規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の

四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の第二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。)、附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合

第四十八條の 十一の二	第八條の十三	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の十三	六第六項、第四十二條の 七第六項、第四十二條の 十第六項若しくは第四十 二條の十一第六項
第四十八條の 十一の三	第八條の十七	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の十七	
第四十八條の 十一の十八	第八條の十九の三	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の十九の三	
第四十八條の 十一の二十二	第八條の二十第一項	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され	

<p>における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八條の六第 一項及び第七 項、第八條の 十三第一項、 第八條の十七 第一項、第八 條の二十第一 項並びに第八 條の二十三第 一項</p>	<p>第六十二條の三第一項若 しくは第九項又は第六十 三條第一項の規定により 加算された金額</p>	<p>第六十二條の三第一項若 しくは第九項（租税特別 措置法の一部を改正する 法律（平成八年法律第十 七号）附則第十五條第一 項の規定によりその例に よることとされる同法に よる改正前の租税特別措 置法第六十二條の三第一 項又は第八項を含む。） 、第六十三條第一項（租 税特別措置法の一部を改 正する法律（平成三年法 律第十六号）附則第十四 條第二項の規定によりそ の例によることとされる 同法による改正前の租税 特別措置法第六十三條第 一項を含む。）（租税特 別措置法の一部を改正す る法律（平成八年法律第</p>
--	--	--	--

第一項	第四十八条の 十一の二十五	第八条の二十三	る第八条の二十第一項 附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の二十三
-----	------------------	---------	--

十七号) 附則第十五条第
 二項の規定によりその例
 によることとされる同法
 による改正前の租税特別
 措置法第六十三条第一項
 を含む。) 若しくは所得
 税法等の一部を改正する
 法律(平成十五年法律第
 八号) 附則第九十二条若
 しくは第九十五条第二項
 の規定によりその例によ
 ることとされる同法第十
 二条の規定による改正前
 の租税特別措置法第四十
 二条の八第六項若しくは
 第七項若しくは第四十二
 条の十一第六項若しくは
 第七項、所得税法等の一
 部を改正する等の法律(平
 成十八年法律第十号)
 附則第百六条の規定によ
 りその例によることとさ
 れる同法第十三条の規定

による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第六項若しくは第七項、第四十二条の第七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の第七第六項を含む。）（租

税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二條の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二條の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七條の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応し

た税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平

成二十四年法律第十六号
（附則第二十二條の規定
によりなお効力を有する
こととされる同法第一條
の規定による改正前の租
税特別措置法第四十二條
の十第五項、所得税法等
の一部を改正する法律（
平成三十年法律第七号）
附則第八十九條第一項の
規定によりその例による
こととされる同法第十五
條の規定による改正前の
租税特別措置法第四十二
條の五第五項、租税特別
措置法の一部を改正する
法律（平成三年法律第十
六号）附則第十四條第三
項の規定によりその例に
よることとされる同法に
よる改正前の租税特別措
置法第六十三條の二第一
項、租税特別措置法の一

部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法

	<p>第八條の六第 二項第一号</p>
	<p>第六十二條の三第一項若 しくは第九項若しくは第 六十三條第一項の規定に より加算された金額</p>
<p>第六十三條の二第一項の 規定により加算された金 額又は所得税法等の一部 を改正する法律（平成二 十七年法律第九号）附則 第七十三條第一項の規定 によりその例によること とされる同法第八條の規 定による改正前の租税特 別措置法第四十二條の四 第十一項の規定により加 算された金額（同条第六 項又は第七項の規定によ り控除された金額に限る 。）</p>	<p>第六十二條の三第一項若 しくは第九項（租税特別 措置法の一部を改正する 法律（平成八年法律第十 七号）附則第十五條第一 項の規定によりその例に よることとされる同法に よる改正前の租税特別措</p>

置法第六十二条の三第一
項又は第八項を含む。）、
第六十三条第一項（租
税特別措置法の一部を改
正する法律（平成三年法
律第十六号）附則第十四
条第二項の規定によりそ
の例によることとされる
同法による改正前の租税
特別措置法第六十三条第
一項を含む。）（租税特
別措置法の一部を改正す
る法律（平成八年法律第
十七号）附則第十五条第
二項の規定によりその例
によることとされる同法
による改正前の租税特別
措置法第六十三条第一項
を含む。）若しくは所得
税法等の一部を改正する
法律（平成十五年法律第
八号）附則第九十二条若
しくは第九十五条第二項

の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる

同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第

四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等

改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の

規定によりその例による
こととされる同法第十五
条の規定による改正前の
租税特別措置法第四十二
条の五第五項、租税特別
措置法の一部を改正する
法律（平成三年法律第十
六号）附則第十四条第三
項の規定によりその例に
よることとされる同法に
よる改正前の租税特別措
置法第六十三条の二第一
項、租税特別措置法の一
部を改正する法律（平成
八年法律第十七号）附則
第十五条第三項の規定に
よりその例によることと
される同法による改正前
の租税特別措置法第二十
三条の二第一項若しくは
租税特別措置法等の一部
を改正する法律（平成十
年法律第二十三号）附則

第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる

第四十八条の 十一の二第一 項	第八條の十三第一項	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の十三第一項
第四十八条の 十一の六第一 項	第八條の十七第一項	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の十七第一項
第四十八条の 十一の九第一 項	第八條の二十第一項	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の二十第一項
第四十八条の 十一の十二第 一項	第八條の二十三第一項	附則第五條の三の規定に より読み替えて適用され る第八條の二十三第一項
第十 四 項	第八條の六第一項から第 六項までの規定	の四第十一項の規定によ り加算された金額（同条 第六項又は第七項の規定 により控除された金額に 限る。）

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる

特定寄附金の支出)

第五條の四 法附則第八條の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項及び同條第四項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六條の二 略

2及び3 略

4 法附則第九條第十五項の規定により読み替えて適用される同條第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二條の二第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所(法第七十二條第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち事業税を課されない事業及び法第七十二條の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 略

6 法附則第九條第十八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(

特定寄附金の支出)

第五條の四 法附則第八條の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項並びに同條第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六條の二 略

2及び3 略

4 法附則第九條第十六項の規定により読み替えて適用される同條第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二條の二第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所(法第七十二條第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち事業税を課されない事業及び法第七十二條の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 略

6 法附則第九條第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(

平成二十三年法律第九十四号)第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九條第十九項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第九條第二十項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同條第二十項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同條第二十項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九條第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規

平成二十三年法律第九十四号)第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九條第二十項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第九條第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同條第二十一項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同條第二十一項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九條第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規

定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する
収入金額とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九の規定の適用については、

同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中「法第七百三条の五に規定する総所得金額」とあるのは「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百三条の五に規定する総所得金額」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の対象となる地方団体の徴収金の期日等)

第三十六条 法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年二月一日とする。

2
6
略

定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する
収入金額とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、

同項第二号中「法第七百三条の五に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百三条の五に規定する総所得金額」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の対象となる地方団体の徴収金の期日等)

第三十六条 法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

2
6
略

		改正後		改正前			
		<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方税法施行令第九条の九の四第二項及び第三項</p>		<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方税法施行令第九条の九の四第二項及び第三項並びに第九条の九の五第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第二項において準用する地方税法第五十五条の二第二項から第六項まで及び第五十五条の四第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第九条の九の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第三項	法第五十五条の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第二項において準用する法第五十条の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第二項において準用する法第五十条の二第二項	第九條の九の四第二項	法第五十五条の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第二項において準用する法第五十条の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第二項において準用する法第五十条の二第二項

第三項第一号	法人の	同項の申立て	一項の 者は	第三十八条第一項の
第三項第二号	法第五十五条の二第一項 法人税割額	同項に 規定する 課税上の取扱いに関する申立て	同項に規定する対象法人（第一号において「対象法人」という 。）は	
第三項第三号	法人税割額	対象法人の	同項に規定する対象法人（第一号において「対象法人」という 。）は	
	法人税割額	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項 法人税割の額	同項に規定する対象法人（第一号において「対象法人」という 。）は	

第九條の九の 四第三項第一号	法人の	同項の申立て	一項の 者は	第三十八条第一項の
第九條の九の 四第三項第二号	法第五十五条の二第一項 法人税割額	同項に 規定する 課税上の取扱いに関する申立て	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は	
第九條の九の 四第三項第三号	法人税割額	対象法人の	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は	
第九條の九の 四第三項第四号	法人税割額	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項 法人税割の額	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は	
第九條の九の 五第二項	法第五十五条の四第二項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第二項において準用する法第五十五条の四第二項	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は	

6 4及び5 略
 地方税法施行令第四十八条の十五の三第二項及び第三項

6 4及び5 略
 地方税法施行令第四十八条の十五の三第二項及び第三項並びに第四十

第九條の九の 五第三項第一 号	対象連結法人	同項の申立て	同条第一項	法人をいう	第九條の九の 五第三項	法第五十五条の四第 一項の	外国居住者等所得相互免除法 第三十八條第一項の
					第九條の九の 五第三項第二 号	法第五十五条の四第 一項	外国居住者等所得相互免除法 第三十八條第一項
第九條の九の 五第三項第三 号	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人をいう	第九條の九の 五第三項	法第五十五条の四第 一項	外国居住者等所得相互免除法 第三十八條第一項
					第九條の九の 五第三項	法人税割額	外国居住者等所得相互免除法 第三十八條第一項

き所得割（法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。）の額若しくは付加価値割（法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。）の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得

に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分があつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

二 略

8及び9 略

10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項

の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項まで

の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

き所得割（法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。）の額若しくは付加価値割（法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。）の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得若しくは連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分があつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分があつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

二 略

8及び9 略

10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項並びに第三十二条の三第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項まで及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	法第七十二条の三十 九の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第六項において準用する法第七十二条の三十九の二第二項
第四項	法第七十二条の三十 九の二第二項の 者は	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の 同項に規定する対象法人（第一号において「対象法人」という 。は
第四項第一号 第四項第二号	法人の 同項の申立て	対象法人の 同条第一項 に規定する 課税上の取扱いに関する申立て
法第七十二条の三十 九の二第二項	外国居住者等所得相互免除法 第三十八条第五項	

第三十二條の 二第三項	法第七十二条の三十 九の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第六項において準用する法第七十二条の三十九の二第二項
第三十二條の 二第四項	法第七十二条の三十 九の二第二項の 者は	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の 同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は
第三十二條の 二第四項第一号 第三十二條の 二第四項第二号	法人の 同項の申立て	対象法人の 第三十八條第一項に規定する 課税上の取扱いに関する申立て
法第七十二条の三十 九の二第二項	外国居住者等所得相互免除法 第三十八条第五項	

第四項第三号	所得割額若しくは付加価値割額	所得割の額若しくは付加価値割の額
値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割の額又は付加価値割の額
額	所得割の額又は付加価値割の額	所得割の額又は付加価値割の額

第三十二条の号	第三十二条の二第四項第三号	第三十二条の三第三項	第三十二条の三第四項
対象連結法人	所得割額若しくは付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額
対象法人	所得割の額又は付加価値割の額	所得割の額又は付加価値割の額	所得割の額又は付加価値割の額
同項の申立て	法第七十二条の三十九の四第二項	法第七十二条の三十九の四第二項	法第七十二条の三十九の四第二項
(同項)	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第六項において準用する法第七十二条の三十九の四第二項	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第五項の	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第五項の
同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する連結法人に限る。以下この項において同じ。)は	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する連結法人に限る。以下この項において同じ。)は	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する連結法人に限る。以下この項において同じ。)は
対象法人	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

号 第三十二條の 第三十四項第二	号	第三十二條の 第三十四項第二	号 第三十四項第一
値割額 所得割額又は付加価	加価値割額 所得割額若しくは付	九の四第一項 法第七十二條の三十	
額 所得割の額又は付加価値割の	割の額 所得割の額若しくは付加価値	第三十八條第五項 外国居住者等所得相互免除法	

改正後	改正前
<p>（委託納付をするのに適することとなった時）</p> <p>第七条 法第十四条第四項に規定する政令で定める時は、未納地方税等（同条第一項第二号に規定する未納特別法人事業税等又は同条第二項に規定する納付すべきこととなっているその他の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は特別法人事業税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は特別法人事業税に係る当該各号に定める時とする。）と法第十四条第一項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった同項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 地方税法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、法第八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項、同法第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項若しくは第七十二条の三十九の二第一項（法第八条の規定によりこれ</p>	<p>（委託納付をするのに適することとなった時）</p> <p>第七条 法第十四条第四項に規定する政令で定める時は、未納地方税等（同条第一項第二号に規定する未納特別法人事業税等又は同条第二項に規定する納付すべきこととなっているその他の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は特別法人事業税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は特別法人事業税に係る当該各号に定める時とする。）と法第十四条第一項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった同項各号に該当する還付金又は過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 地方税法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、法第八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項若しくは第五十五条の四第一項、同法第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項若しくは第七十二条の三十九の四第一項（法第八条の規定によりこれ</p>

らの規定の例によることとされる場合を含む。）、同法第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項若しくは第三百二十一条の十一の二第一項、同法第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は特別法人事業税
その徴収の猶予の期限

五〇七 略

らの規定の例によることとされる場合を含む。）、同法第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の十一の二第一項若しくは第三百二十一条の十一の三第一項、同法第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は特別法人事業税
その徴収の猶予の期限

五〇七 略